

平成 29 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 6 月 13 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	岡木 徳人 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	山口 大二郎 君	まちづくり課長	高月淳一郎 君
教 育 次 長	峯 広美 君	税 務 課 長	松山 昭 君
会 計 課 長	下野 慶計 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第 1 号 副議長の選挙
- 日程第 4 議席の変更
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 議長の常任委員辞任
- 日程第 7 議会運営委員の選任
- 日程第 8 選挙第 2 号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
- 日程第 9 一般質問

6 閉 会

開 会（午前 9 時 29 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 2 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。初めに議長報告ですが、去る 5 月 25 日、堀進一郎君から一身上の理由により副議長を辞職したい旨の願い出がありましたので、閉会中のため、地方自治法 108 条の規定により、議長において 5 月 29 日、これを許可しましたので報告いたします。

その他議会閉会中における動向については、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 調査年月日

平成 29 年 4 月 17 日

2 調査事件

(1) 平成 28 年度各種事業の実績確認

ちやぶ台三葉、長咲プロジェクト協議会 (Sorriso riso)

(2) 補助金支出に関わる施設の現況確認

東そのぎロハスの郷

(3) 千綿駅委託（食堂）の状況確認

3 場所

町内各事業所及び施設

4 調査結果

少子高齢化により人口減少が進む中で、何とかそれに歯止めをかけ町の活気を取り戻そうとの試みから、補助事業等による活用で取り組まれた事業実績の調査を、まちづくり課長及び企画係長並びに財政管財課長及び管財契約係長立会いの下で現地視察を実施しました。

ちやぶ台三葉では、彼杵宿通りにある空き店舗を活用して、人の集まるコミュニティスペースを作り「人の温かさ」「つながり」「和（輪）」を家庭料理を通して表現し、気軽に立ち寄れる店づくりを目指して改装された店である。事業は、起業・就業安定化支援事業及び拠点整備事業の活用で、事業費約 600 万円が投じられ、その内 300 万円が補助金として支払われている。代表が町内に来られたきっかけは、町のホームページを見てとのことであり、営業は地元の食材

を活用し週4日間（水曜日から土曜日）とのことで、客席は17席設けてあり、他に弁当の受注も行っているとのことである。なお、マスコミ等の活用でPR戦略により拠点づくりを図りたいとのことである。

長咲プロジェクト協議会は、平成27年度地方創生先行型交付金を活用し、使われなくなった旧JA米倉庫を千綿地区の拠点 Sorriso riso として蘇らせ、魅力あるコミュニティ空間が出来たことにより、町内外の多くの人々が集うことで交流人口の拡大・定住人口の増加を図ることを目的とされ、更に交通アクセスや緑豊かな田園風景・自然環境等を活かし、一流の田舎づくりを住民視点で主体的に取り組み、行政と連携を図りながらの活性化を目指されている。また、世代・性別を超えた交流の場を創出することで、地域ブランディングによる自律的・持続的な地域活性化に繋げようとしている。事業名は、魅力ある一流の田舎空間ブランディング事業として取り組み、実績としてはネット戦略、地域ブランディング、ワークショップの開催（婚活事業・町のことを考える・字書落語・トークセッション）等が実施された。なお、地方創生加速化交付金の活用で補助金としては、300万円弱が支払われている。

東そのぎロハスの郷は、NPO法人として自然農法を取り入れることにより人の健康増進を図ることを目的とした団体である。27年度は1300万円超の委託費が支払われ、ライフサポート事業、食育事業、ファーム事業、活用事業が行われたが、28年度は予算計上されたにもかかわらず活用されていない。現在、11人が住まわれており、中岳に1ha程度の土地で土づくりと併せていろいろな作物を栽培される予定で、イノシシが寄り付かない作付けの研究も試みられている。26室中25室が改装及び畳の表替え等実施されているが、生活面と併せて今後の活動を期待したい。

千綿駅は、昨年12月より前任者のあとを引き受け、今年3月まで暫定的に営業された。4月1日からは町との新契約により管理委託と併せて営業されているが、厨房以外の駅舎内は一般の人と共同利用という形の中でカレーライスを主に提供されている。1人で営業し（週休2日）営業時間は、11時から18時までで、30分前がオーダーストップということである。海岸線沿いにある千綿駅から見る夕日は大変素晴らしいことから、土曜・日曜日には約100人の人々が訪れられるそうである。なお、たまには浮浪者が寝泊まりをしていることがあるそうである。

以上のことから、東彼杵町の活性化を図るために何とかしようという団体には、条例規則等にのっとり何らかの支援策を講じていき、議会としてもそれらをバックアップしていくことが町の発展に繋がるのではないかと思われる。

○議長（後城一雄君）

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査報告書の報告をお願いいたします。産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

委員会調査報告書。本委員会において、所管である農林水産課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

青年就農給付金受給者（平成29年度から農業次世代人材投資資金）の現状について

2 調査年月日及び場所

平成29年4月12日 町内一円

3 調査内容

町内青年就農給付金受給者の現状について、岡田農林水産課長及び前田主査の説明を受け、その後、現地調査を行った。

平成24年度から開始された本制度は、就農前の研修を後押しする資金（準備型2年以内）と就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型5年以内）があるが、本町では、すべて後者の経営開始型の受給である。また、平成26年度までの就農者は所得が250万円以上になると補助金給付がストップされるが、平成27年度以降の就農者においては、所得が100万円以上になると補助金の一部がカットされ、350万円以上になると、補助金は打ち切られるという制度改正が行われている。

平成28年度における町内青年就農給付金受給者は9名（一組は夫婦）で、その内5軒がアスパラ、2軒がお茶、1軒がイチゴである。

現地調査はアスパラ就農者5軒（4軒は町外から移住）とイチゴ就農者1軒（町外からの移住）を行ったが、その中で平成24年に就農された一軒（町内受給者第1号）は平成28年度所得が250万円を超えており、就農支援対策により自立経営の確立が図られつつある。

この制度を利用した就農者9名のうち6名は町外からの移住者で、しかも農業は初めての経験者であり、5年間での独立自営の目標達成については前途多難が想像されるが、全員が意欲的かつ熱心に取り組まれているので、定住促進の観点からも、独立までの町独自の支援策の検討が望まれる。

○議長（後城一雄君）

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第2号「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての陳情書は配布のみとします。

これで諸般の報告を終ります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（渡邊悟君）

皆さんおはようございます。本日、ここに平成29年6月の定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、行政報告を行います。お手元の資料に基づきまして説明をいたします。

まず、聞きなれない言葉ですけども、3月23日内外情勢調査会佐世保支部懇談会へ出席をいたしております。これは一般社団法人の内外情勢調査会ということで、もともと内閣府の情報を発信する機関でございますけども、ここは会員の費用は無料なんですけども、公正な世論の情勢とかを目的に報道機関、今でいいますと株式会社の時事通信とございますけども、この関連会社でございます。そこで全国の懇談会とか、支部の懇談会等が行われております。今回は佐世保支部の懇談会ということで、佐世保支部長が佐世保市の朝長市長が会長として務めておられます。講師につきましては、政治経済とかあるいは国際問題、防衛問題、文化問題とかいろんな幅広い分野の著名人が

お出でになりますので、効果のある懇談会と思っております。今回は株式会社カルビー食品の会長さんの松尾会長さんの講演を聴きに参っております。

次に3月28日でございます。これにつきましては、東彼杵・大楠警察官駐在所開所式ということで、一気に二つの駐在所が移転をしながら新築ということで開所式を行っております。

それから4月5日、県消防協会東彼杵郡分会総会とありますけども、これは歴史が非常に古くございまして、今年が創立70周年になります。これは針尾付近までの東彼杵郡があった関係で4町5村ということでスタートしたわけでございますけど、今回、昭和22年に創設をされまして70周年の歴史を刻んでおります。

それから4月9日、ヘルシーウォーク大会を実施をいたしております。これはいこいの広場で行ってございましたけども、今回からは千綿児童体育館を中心に駄地地区、瀬戸地区、八反田地区を中心に行っております。非常に参加者が140名足らずであったんですけども、感じといたしましては男性の参加が非常に少なくございます。

それから4月11日、これは県立川棚特別支援学校の高等部が開設をいたしております。小中学校はございますけども、今回、高等部ということで出来ております。これは松原にあります虹の原ですかね、ここも高等部がございまして、郡内で高等部が出来たということで3町はもちろんでございますが、その周辺の方は是非ここを利用していただきたいなと思っております。

次のページに入りまして4月28日でございます。これは東彼杵町のお試し住宅ということで、地方創生の加速化交付金を利用いたしまして、一部の議員さんは内覧会にお出でいただきましたけども、内覧会を行っております。これは築120年の山道正登さんという今長崎にお住まいの方から、宅地、家屋を寄附をしていただきまして行っております。これは今お試し住宅でございますので、この住宅に泊まっていただいて東彼杵町の良さを感じてもらって、やがては移住定住をしていただくという試みでございます。現在予約を受け付けておりまして、6月それから8月までは全て埋まるような人気のスポットになっております。

それから5月11日、茶子ちゃんねる運用開始ということで、これは長年期待しておりました光ファイバーですね、光基盤整備がようやく今年の8月から全世帯見ることが出来ます。もちろん8月1日から全てが同時にスタートするわけではございません。逐次、ずっと今光のケーブルを引っ張っておられます。逐次繋がった所、申し込みのあった所から開通となりますけども、一旦5月11日に運用開始式をしようということで、NTT西日本長崎支店長等に来ていただきまして、運用開始式を行っております。

それから15日、これはラオス人民民主共和国新駐日全権大使歓迎会というのに参加をいたしております。この歓迎会は、長崎県知事が主催をされたわけでございますけども、なぜ東彼杵町がラオスと交流を持ちたいのかということでございますけども、そもそもラオスと日本のラオスから成田までの航空便が年内に就航いたします。これはラオスから成田に来るまでは、ひとつとびでくるわけでございますけども、逆に成田からラオスに行く場合には、どうしても偏西風の関係で一度給油をしなければなりません。そういう関係で福岡か長崎かという話があつておりまして、是非長崎に、一旦長崎空港に停まっていただいて給油をする。そして長崎と交流をしようということでそういう話がありまして、ラオスというのは非常にお茶の生産というのが盛んでございまして、長崎県でいえばもううちしかございませんので、一応そういう交流をすることです、何とかご挨拶をしよ

うということで、お茶の生産者を含めて歓迎会に出席いたしております。

それから5月17日、これは西九州北部地域連携中枢都市圏形成協議会というのを佐世保市を中心に、長崎県が4市6町でございます。県北の平戸、佐世保はもちろんですけども、佐世保、平戸、松浦、西海。それに東彼3町、佐々町、それに新上五島町、小値賀町の4市6町が長崎県でございます。これは西九州でございますので、当然佐賀県も入ります。伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町ということで3市1町が入ります。併せまして7市7町が中枢都市圏を形成いたしまして事業をやろうということでございます。これの定義というのは、人口20万以上の都市を中心ですから佐世保市が中心となりますけれども、これを例えば川棚町と東彼杵町が連携してするような協約ではございません。必ず1対1ということで、佐世保市と東彼杵町、佐世保市と川棚町ということで1対1の連携協約をしなければなりません。50くらいのいろんな協約項目がございます。本町でいえば、即該当するのは消防行政の佐世保市広域圏でございますけれども、これ以外にも何か知恵を出しながら連携協約を進めていこうと考えております。

政府が今、地方交付税を各市町村に配付をするわけでございます。今回、この中枢都市圏に年間1億5000万円とか話があっておりますけれども、1億3000万円ですか、そこに交付をいたしまして、そしてそのお金あたりをもちまして地方が活性化をしていくということで、広域連携全ての市町村がサービスの向上を図ろうというものでございます。詳しくは、後ほど全員協議会の中で資料の配布をしながら説明をしたいと考えております。

次に5月25日、長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会から町の総合会館でございますけれども、総合会館の建物表示登記による引渡しと書いてあります。これは、町の施設はほとんど、この庁舎も一緒だと思いますけれども、建物表示登記を一切行っておりません。そういうことで、どこの市町村でも一緒でしょうけれども、その建物表示登記をどんどん推進していこうということで、調査士会が社会貢献事業で総合会館を無償で登記をしてくれました。その引渡し式が行われております。

次に6月1日でございます。これは第22航空軍群大村航空隊の基地の飛行幹部候補生が、長崎の女神大橋をスタートいたしまして、夜を徹して100kmの行進をして、東彼杵町に6月1日の9時ぐらいに彼杵の荘を通過するということで、自衛隊の家族会の皆さまと一緒に激励を行っております。

それ以外につきましては、お手元の資料でご覧いただければと思っております。

本定例会につきましては、議案を21件、報告2件を予定をいたしております。よろしくお願いいたします。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これから、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、1 番議員、口木俊二君、2 番議員、吉永秀俊君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から 6 月 21 日までの 9 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から 6 月 21 日までの 9 日間に決定しました。

それでは、これから議会人事を行いますので、理事者の方は一時退席をお願いします。暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 9 時 52 分）

再 開（午前 9 時 55 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 選挙第 1 号 副議長の選挙

○議長（後城一雄君）

日程第 3、選挙第 1 号副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（後城一雄君）

ただいまの出席議員数は 11 人です。

次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番議員、口木俊二君及び 2 番議員、吉永秀俊君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙の配布）

○議長（後城一雄君）

投票用紙の配布洩れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

配付洩れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（後城一雄君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（有川寿史君）

ただいまから読み上げます。1 番、口木俊二議員。2 番、吉永秀俊議員。3 番、岡田伊一郎議員。4 番、前田修一議員。5 番、橋村孝彦議員。6 番、立山裕次議員。7 番、浪瀬真吾議員。8 番、森敏則議員。9 番、大石俊郎議員。10 番、堀進一郎議員。11 番、後城一雄議員。

○議長（後城一雄君）

投票洩れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

投票洩れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。口木俊二君、吉永秀俊君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（後城一雄君）

選挙の結果を報告します。投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票の内、橋村孝彦君 6 票、浪瀬真吾君 5 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、橋村孝彦君が副議長に当選されました。議場の入り口を開きます。

（議場開放）

○議長（後城一雄君）

ただいま副議長に当選されました橋村孝彦君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をします。当選人より就任のご挨拶をお願いします。橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

まず、ご指名ありがとうございます。私はかねがねから議長のサポート役に撒していきたいと思っていましたので、今回は副議長にご指名いただき議長のサポート役として働かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第 4 議席の変更

○議長（後城一雄君）

ありがとうございました。日程第 4、議席の変更を行います。会議規則第 3 条の規定により、議長は必要があると認めるときには議席を変更できるようになっております。申し合わせにより、副

議長は10番議席となっておりますので、10番席に橋村孝彦君、5番席に口木俊二君、1番席に堀進一郎君としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議席の変更については以上のとおり変更することに決定しました。それでは、議席の移動のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時2分）

再開（午前10時4分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 常任委員の選任

○議長（後城一雄君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。常任委員を次のとおり指名したいと思います。

総務厚生常任委員に大石俊郎君、吉永秀俊君、森敏則君、岡田伊一郎君、立山裕次君、後城一雄君、以上6名。産業建設文教常任委員に堀進一郎君、前田修一君、橋村孝彦君、浪瀬真吾君、口木俊二君、以上5名をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員と産業建設文教常任委員はただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

この後、休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定により各常任委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきます。

総務厚生常任委員会は議長室で、産業建設文教常任委員会は議員控室でお願いします。なお、決定の上は委員長よりお知らせ願います。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時5分）

再開（午前10時16分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告いたします。総務厚生常任委員長、

吉永秀俊君。副委員長、岡田伊一郎君。産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。副委員長、堀進一郎君。以上のとおりです。

次に議会広報編集常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。議会広報編集常任委員を指名いたします。大石俊郎君、前田修一君、口木俊二君、立山裕次君、吉永秀俊君、橋村孝彦君。以上6名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議会広報編集常任委員は、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

この後、休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選いただきます。なお、決定の上は、委員長よりお知らせ願います。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時17分）

再開（午前10時31分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集常任委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告いたします。議会広報編集常任委員長、口木俊二君。副委員長、立山裕次君。以上のとおりです。

ここで日程外の学校給食センター運営委員の選任を行いたいと思います。学校給食センター運営委員は、申し合わせ事項により、産業建設文教常任委員から1名となっており、産業建設文教常任委員会から推薦が上がっております。したがって、学校給食センター運営委員に堀進一郎君を選任したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、堀進一郎君を学校給食センター運営委員に選任することに決定しました。

ここで除斥のため副議長と交替いたします。

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時32分）

再開（午前10時33分）

○副議長（橋村孝彦君）

議長と交替いたしまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 議長の常任委員辞任

○副議長（橋村孝彦君）

日程第 6、議長の常任委員辞任を議題とします。地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

（議長退場）

○副議長（橋村孝彦君）

議長は議会の代表権が与えられて、さらに各委員会に出席して発言できる等、議会全体を統理しなければならない立場にあります。このような理由により、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋村孝彦君）

異議なしと認めます。したがって、後城議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の入場を許し、議長と交替のため暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 10 時 35 分）

再 開（午前 10 時 36 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議会運営委員の選任

○議長（後城一雄君）

日程第 7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名します。

吉永秀俊君、浪瀬真吾君、口木俊二君、森敏則君、前田修一君、橋村孝彦君。以上 6 人を議会運営委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

この後、休憩しますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会を開いていただき委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 36 分）

再 開（午前 10 時 44 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長、副委員長の決定通知を受けましたので報告します。議会運営委員長、前田修一君。副委員長、口木俊二君。以上のとおりです。

日程第 8 選挙第 2 号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（後城一雄君）

日程第 8、選挙第 2 号東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。堀進一郎君、浪瀬真吾君、吉永秀俊君から、一身上の理由により 6 月 12 日付けで東彼地区保健福祉組合議会議員を辞職したいとの申し出に対し、東彼地区保健福祉組合議会議長より辞職許可の報告並びに欠員の選任依頼がっております。

東彼地区保健福祉組合議会議員については、組合規約第 5 条第 2 項の規定により、議長及び議員の内から選挙された者をもって充てるということになっております。したがって、議長を除き 3 名の議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東彼地区保健福祉組合議員に、議長のほか橋村孝彦君、吉永秀俊君、浪瀬真吾君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議長のほか橋村孝彦君、吉永秀俊君、浪瀬真吾君が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました橋村孝彦君、吉永秀俊君、浪瀬真吾君が議場におられます。会議規則第

32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで理事者入場のため、暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 10 時 46 分）

再 開（午前 10 時 59 分）

日程第 9 一般質問

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 9、一般質問を行います。質問形式は、一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて 60 分以内。制限時間の 2 分前には、告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解にお願いいたします。順番に発言を許します。

始めに 9 番議員、大石俊郎君の発言を許します。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

本日の一般質問の主眼は、議員皆さん、傍聴におられる皆さんたちに居眠りをさせないように気合の入った質問を展開したいと思います。12 月、3 月の定例会に引き続き 3 回目の補助金等にかかわる質問をいたします。まちづくり応援交付金を始めとする補助金については、町民の多くの方々は、町長の考え方及び補助金の執行について多くの疑問を持っております。また、私たち議会の追及の仕方が甘いというご指摘も一部いただいております。そこで町長は 12 月の定例会においては、こういう補助金の仕方は私も非常に反省しております。そのような不正があれば違法ということで補助金の返還を求めますと答弁されました。

一方、3 月の定例会及び区長会における行政報告では、一転、調査をいたしました但問題点ありませんでした。補助金の返還などは考えておりませんと、正反対に近い報告をされておられます。

議会におけるまちづくり支援交付金等審査特別委員会においては、11 の事業団体に対して問題点を指摘し、その内 6 団体については補助金の返還を検討されたい。また、中には不正受給の疑いがある事業もあると報告しております。この 2 つの報告書は、全く正反対に近い報告内容になっているわけであります。そのような状況を踏まえて質問をいたします。

まず最初に、議会定例会等におけるまちづくり支援交付金等補助金にかかわる町長の答弁につきまして、第 1 点、まちづくり支援応援交付金等に関する町の定めは、補助金等交付規則、補助金等交付規則運用規程、まちづくり推進条例及びまちづくり支援交付金交付要綱の 4 つと思います。それ以外に町の定め、すなわち内規みたいな内輪の規定があるのかどうか。また、補助金等の交付に際し、これらの規定が優先するのか、それとも町長と町当局の考え方が優先するのか。その点、町長の考え方を伺います。

2 点目、異年齢交流会思案橋の事業と昨年末起業された、ちゃぶ台三葉の事業とは異なるといった意味合いの答弁を担当課長がされておられました。昨年 12 月定例会のことです。今でもその考え方に変更はないのかを伺います。

3 点目、ミエルカソノギの事業です。居酒屋で 3,000 円の領収書で飲み食いをしたという件。領収書があれば、正当なものだと思っておりますと答弁されましたが、その考え方を今後とも継続さ

れるのかどうかを伺います。

4 点目、農業関係。中山間地、農地・水も、まちづくり支援交付金について指摘されているような視点でやられたら、また批判がきますよと答弁されておられました。具体的にどのような批判がくるのか説明を求めます。

次の質問です。区長会時における 3 月定例会、行政報告の内容につきまして、1 点目、まちづくり交付金等について調査をしましたが、問題点なかったと結論されておられますが、その根拠について伺います。誰がいつ調査をされたのかを伺います。

2 点目、一方、まちづくり支援交付金等審査特別委員会が指摘した事項について真摯に受け止めてまいりますと報告されておられますが、具体的にどのような処置をされるのか、あるいはされたのかを伺います。

3 点目、まちづくりの過程でいっぱい失敗をし、いっぱい混乱し、うんぬんと報告されておられますけれども、その考え方について伺います。

登壇での質問は以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、大石議員の質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目の、議会定例会等におけるまちづくり支援交付金等補助金にかかわる町長の答弁についてでございます。いろいろ条例とか規則とか法律とかありますけれども、それ以外のものはありません。内規等はありません。それから、補助金の交付に際して規定が優先するのか、あるいは町長など町当局の考え方が優先するのかというご質問ですけれども、これも当然規定が優先いたします。規定等が優先をいたします。

次に、異年齢交流会思案橋の事業と昨年末に起業されたちやぶ台三葉の事業とは異なるといった意味合い、課長が答弁をしたそうですけれども、課長からも答弁があるかと思えますけれども、これは一応町長に質問とありますので、これは全く別の事業でございます。変更も何も、そういう事業が違いますから、全く考え方じゃなくて制度ですので仕方ありません。

それから、居酒屋で 3,000 円の領収書で飲み食いをしたという件。これは、議員がそう飲み食いをしたという表現をされたことで、それに答えたというわけでございます。これはあくまでもインターネットで、東彼杵町のおいしいものとかを情報発信をしようということでございますので、当然、それはお店に行って写真を撮らなければなりません。何か所か、6 軒かいくらか回ったんでしょうけれども、中にはただでいいよというお店があった。あるいはこの質問のところは、お金を払わないと写真が撮れなかったということでございますので、飲み食いといわれるんじゃないで、それは情報発信のための取材なんです。取材経費なんです。これをそのまま引き継ぐのかということでございますけれども、それはその時の事業によって、その都度処理をすべき判断になるかと思います。

それから 4 点目の、農業関係の中山間地とか農地水とかそういうご指摘をされている視点でやられたら批判がくるということですが、先の定例会でも答弁したとおりでございますが、今回の指摘のとおり補助金等の規定など気付かなかった面もたくさんございます。だから改善を前提に、

常に注意して補助金交付事務に当たらなければならないと思っております。そして、また、この補助金は量もとても多くありますので、今のご指摘のようにたくさん補助金があります。

今回のような視点、詳細な、いわゆる証拠書類の審査、あるいは議員自ら現地に赴いての事前審査。こういう特に今までないような視点で検査をされております。そういうことになればですね、当然批判がくるだろうと思っております。それはどんな批判があるのか想定はできませんけれども、それは若い方の批判等もあっております。あるいはご質問の中で、県の補助事業と町の補助事業があって、それは町の補助事業に合わせるべきだという意見がありました。それは無理です。そういうことをしていれば、農業関係などは全く成り立たなくなります。その辺を言っております。県の事業は、県の事業を優先してやるべきなんです。それでは町はどうするかということで、農業関係でいきますと 1000 万円の事業を県の事業でします。そうしますと、町の補助金となりますと、町の事業は、足枷、いわゆる何と申しますか、県が 1000 万円の事業で 500 万円の 50%補助をしたとします。町の補助はいくらするかというのは町の任意で良いわけですが、たまたま 10%はしなければならないという拘束の規定がございます。それは遵守して、町の補助は 10%をつけて、併せて 60%の補助となるわけです。それを県の補助に合わせろと言われたら変なことになります。国とか県とか事業がたくさんございます。いろんな混乱しますので、問題があるのかなと思っております。

それから、先ほど言いました今回の審査というのは、住民の皆さん、それから団体の皆さんにしてみれば、大変厳しい審査であったと思っております。先ほど請願書ですかね、出ておりましたけれども、本当大変なことだと思っております。私のところに住民の方が泣いてこられた方もいらっしやいました。そして、特別委員会も開かれたわけでございますけれども、もう少し、やっぱり私の気持ちとしては申請人の意見を最後まで聞いて欲しかったなと思います。

もちろん、町の審査が、原因を作ったのは町の審査がゆるいということで大きく反省をいたしておりますけれども、これがしっかりしていれば、このようにはならなかったんじゃないかと強く反省をいたしております。

他に若い方の意見がっております。このように言っております。まちづくりを担う人は、議員でもなければ町長でもない。田舎ほどまちづくりは簡単ではない。まちづくりで働く人は、私生活を犠牲にしてまでボランティアみたいな人たちだと。まちづくりを失敗して、それをまた挑む者は若い力で、未来を思うからだ。その動きを、広い心で行政は見て欲しいと言われております。

2 点目の、区長会時における 3 月定例会の行政報告の内容についてでございます。1 点目の、調査をしたが問題はなかったということでございますけれども、よくこの行政報告を見てください。問題はなかったですけども、その後半には、直ちに補助金返還になるような事案はなかったということで反省をいたしております。全く問題はないんです。

それから、2 番目の真摯に受け止めているのかということでございますけれども、当然、先ほど言いましたとおり真摯に受け止めて、今、改正あたりを行っております。特に、まず補助金交付規則の遵守ですね。これは 1 件あるだろうと思っております。それから、履行確認など町の検査、書類の不備。それから、検査をする方法とか改善すべき点がたくさんございます。これが 2 件ございます。それから、規則等の明文化。これは既に指摘をされておりますけれども、3 件あるかと思います。団体の構成員とか維持補修の考え方とか、これはしっかりと明文化すべきと思っております。それ

から、町からの適切な指導、説明不足。これは補助金交付要綱に書いてはあるんですけども、それをよく見なさいとか言えません。やっぱり住民の方にもっと丁寧に職員が説明をして、こういうことは駄目ですよということをすべきなんです。いきなり駄目だから補助金を返せということはまずしません。脱法行為で悪意があればそういうことをしますけども、まずは是正勧告とか行政指導をして、そして正しくしてもらおうというのが第1段階かなと思います。いきなり補助金返還とかには繋がらないかなと思います。違法があれば別ですよ。違法があれば別なんです。

それから、その他といたしましては、民泊の無許可の関係がございましたね。これもちょっと問題かなと思っております。それと指導の是正中が4件ございます。これはもう既に返還をしたりとかwebサイトを再開するとかとなっておりますけども、引き続き状況を見ながらやっていかなければならないかなと思っております。それ以外に問題なしというのが、ようやく問題なしが22件ございます。32件中22件は問題がなかったということで、それがもっともう少し調べないといかないんですが、疑問点もございますけれども、今のところはそういうふうと考えております。

それから3点目の、いっぱい失敗をして、いっぱい混乱しと書いてありますが、これも後の方を見ていただければ意味はお解かりになるかなと思います。試行錯誤をしてということです。区長会の報告に書いております。いっぱい混乱をして、試行錯誤をして実践の中で身につけること。これがまちづくりですよということを書いております。したがって、非常に今人口が減って経済規模も縮小しながら半分以下に縮むと言われております。誰かがやらなければこの町も破綻をいたします。ですから、いくらか私もハードルを下げてですね、いくらかしたというのは反省をいたしております。しかし、こういうことをしないとですね、なかなかまちづくりというのは思いどおりにはいかないかなと思っております。

あらかじめご質問があった点につきましては、以上のとおりでございます。

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

1番の(2)考え方に変更はないのかというご質問ですけども、町長が答弁したとおり、その考え方に変更はございません。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

一つずつ質問していきます。まず、議会定例会等におけるまちづくり支援交付金等補助金にかかわる町長の答弁について。今、町長とか課長は、12月の定例会、3月の定例会でこういうふうに規則関係を述べておられました。例えば、5人以上の町内の方の団体についての規則解釈、緩くしています。構成メンバーまで町内の方とは問うていない。これは12月の中身の問題のこと。まちづくり課長は、構成員は町外の方でもOKですと。現在の運用では、代表者が町内の方であれば認定となっている。これも12月の定例会。次は3月の定例会、手を挙げる人が町内には少ない。今度は特別委員会の前まちづくり課長、松山課長の発言。規則には町外の方は駄目とは書いてない。町内の方ではまちづくりできない。それから、私は本当はフリーでやりたいんだと。オールキャスト

で、町内の方も町外の方も規則はそうあるけども、やりたいんだと。こう言うておられました。

まず、町外の方でも良いと言うておられたんですけども、推進条例第2条には、第2条にはですよ、このように書いてあるんです。規則を開けてみてください。推進条例第2条ですよ。町内に、開けられるのをちょっと待ちましょうかね。推進条例第2条ですよ。推進条例OK。町内に住所を有する者。まず、町内に住所を有する者でないと駄目。それから、町内に勤務する者又は在学する者、自治組織及び町民団体等と定められています。このように明確に書いてあるわけです。そうすると、町外の人を入れるということは、明らかに規則に抵触しているわけですよ。

これらの規則は、だから優先するのか、町長等の考え方が優先するのかと、こういう質問なんです。だから、先ほど町長は、規則を優先するんですよ。当然ですよと言うておられました。となれば、今、こういうことをやっておられる現実の行政は矛盾してるじゃないですか。やはり規則がある以上は、しっかりと規則を守らせる。しかし、規則はちょっとおかしいねと思ったら、規則を改正して、条例を改正をして、そういうことを推進していく。この2つしかないんですよ。きちっと守るか、条例を改正して臨むか、どちらかなんですよ。これをね、条例に書いてあることを緩くしていますとか、あるいは町内の人とは書いてない。町外の人とは書いてませんよと。町外の人とは書いてません。オリンピックでこういう事例を挙げましょう。オリンピックの拳銃射撃は片手撃ちなんですよ。規則で決まっている。あれを某国の選手が両手撃ちで撃ちました。金メダルに相当する成績を挙げたんです。そうすると審判団がきて、某国の選手に、あなたは失格ですと言いました。某国の選手は反論。片手撃ちとは書いてあるけど、両手撃ちは駄目ですよとは書いてない。これと同じ論理。町外の人とは書いてないから良いんです。駄目とは書いてないから良い。こんな乱暴なことで行政をやっておられる。これは無茶苦茶ですよ、私には。この点について町長の考え方をもう一回お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

相対的に説明しますと、確かに今、規則優先ですので、だから訂正をしようという考えでおります。それはやっております。それはですね、本当は当初からそうすべきだったんですけども、その議論は当初からやっていたんですよ。だから、課長もそういうまちづくりというのは、町内の人だけでは、既存の町内の人だけではできません。

それはもう Sorriso riso あたりを見てもらえば、町内の方はおりますけれども、お店をやっておられるのは町外の方ですから。そういう募集してもいないような状況です。だからそれは、町外の人であっても問題はないだろうと。しかし、誰かいれば良いってことですよ。町内の人がいなければなりません、それは。それと後、条例というのは、町外の人のために作る条例というのはいろいろおかしいんですよ。

東彼杵町の条例ですので、本来ならば町民を対象にしたまちづくり条例を作るべきだと思います。規則の中で、それは実施団体につきましては、町外でもいいですよということをやってですね。そして、町外の方の知恵を貰おうという考え方です。ですから、これは大変申し訳なく思っております。先ほど申しましたとおり条例の明文化ということで、規則の明文化ということで今取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

確かに、今条例改正の準備を進められておられます。玄関に貼ってありました。だから、それは 5 月以降の話、新年度の話。これは旧年度の話。それを適用するというのはやっぱりおかしいから、条例を改正しようとしておられるんですね。だから、やっぱりそういうところは規則をきちっと守ってやってもらわないとちょっと具合悪いなど。これはいいです。次の問題にいきます。

平成 27 年度ハード事業の中で、赤木の棚田と自然を守る会の事業。農機具改修工事として 47 万 7553 円の 80%、すなわち 38 万円なにかが補助されております。この補助金の返還は本当に考えておられないんですか。赤木の棚田と自然を守る会の事業。農機具倉庫改修工事。菌ちゃんいっばいだったかもしれませんけども、47 万 7553 円の 80%が補助されております。この補助金の返還は考えておられないのですかという質問です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農機具ですね。倉庫ですか。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

農機具を入れる農機具倉庫です。倉庫の改修。倉庫の改修工事で 47 万 7553 円の 80%を補助された。金額にすると約 38 万円の、その補助金返還のお考えはないのですかと。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、補助金返還は考えておりません。これは規則等で定めていますとおり、確かに既存の施設の維持改修費を除くと書いてあります。これは既存というか、そこに住まれた方がそういうことをされれば駄目なんですけども、一般的には。ただし、まちづくりをしようという事業でもって家を借りたりとか事務所を借りられて、新たに改修しようとする場合は対象にしようとなっております。それはもう言葉ではしておりませんが、運用的なものになっておりますけども。そこも含めまして、軸をはっきり変えようということで、これも替えるようにしております。

区長会あたりでも、例えば、区長さんが公民館の改修でこの補助金をくれという話がありましたので、そういう単純な維持補修は駄目ですよということです。だから、まちづくり事業を起こしてする分については、含めましょうということになります。そこら辺は確かに議員のおっしゃるように綿密にあれすれば違反になりますけども、我々としてはそこは本当にまずかったなと思っております。それも併せて今回修正をいたしております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

まずかったなど。その規則もやっぱり改正せんといかんなど。これね、そこに住んでる人だったら駄目だけど、他から入ってきての改修のやつは良いですよ。これは、解釈は非常に無理がある。この補助金の規則に明確に書いてあるわけですね。ハード事業に工事費、既存の維持改修費は除くと。それが、他所から来た人は良いですよ。そこに住んでる人は駄目ですよ。これは全て他所から来ようが、前にそこに住んでる人であろうが駄目なんですよ、これは。それを拡大解釈して許可すること、これは完全に町長の越権行為と言わざるを得ないと思います。次の質問にいきます。

次にですね、異年齢交流会思案橋の事業と昨年末起業されたちゃぶ台三葉の事業とは異なるといった意味合いの答弁の問題ですけども、先ほどの町長の答弁は全く別の事業であるという答弁。それでまちづくり課長も変更はないという答弁でありました。

ちゃぶ台三葉というのは、確かに個人の事業で、県のたくさんの補助を先の総務委員長の報告にもあったように受けて、個人のお金も入れて立ち上げられております。

それとは別に、この異年齢交流会思案橋の事業は、まちづくり応援交付金。計画段階では 20 万円でありましたが、それを受けて試食会をされました。この試食会ですね、これは KTN の 12 月 8 日に放映されたやつですよ。放映された試食会会場、12 月、これですね。いいですか。これは、ここの書いてある心を繋ぐ地産地消食堂、すなわちちゃぶ台三葉のことですよ。これはちゃぶ台三葉。画面。それからスタッフ、高月まちづくり課長もここに入っております。それから深草課長、後、まちづくり課と総務課のスタッフが載ってます。もっと大きなものがこれですね。これはどう見てもちゃぶ台三葉の事業ですよ。ちゃぶ台三葉の事業。そしてですね、いいですか、異年齢思案橋事業の事業計画書の中に、事業内容として彼杵宿通りの空き店舗の調査、コミュニティスペースのための商品研究試作、試食。これはそのとおり。先進地の事例調査、研究と 3 つの事業となっている。この事業は全て、ちょっとずれてるところもあるが、空き店舗の調査というのは、全部試食会、6 回の計画をしておられて、まちづくり交付金を使っておられる。これは誰が見ても、別の事業と思う人は誰もいません。ちゃぶ台の事業と皆さん思います。この点を担当課長、町長どちらでもいいですけども。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは先ほども申しましたとおり、別の事業です。町の事業でしょ、異年齢交流事業というのは。町の事業で、将来的に食堂を開こうということで、町の方で補助金をやっているんですよ。そして翌年度は、そういう経験、ノウハウを積んでまず小さく初めて手ごたえを得て、それで翌年度は県の補助事業をもらって、全く起業家支援という、全く別の事業ですよ。だから、それを目的にそういう事業をやろうとされているわけですから、それは誰だってそうですよ。間接的にはずっと繋がっていきますから、いわゆる序章になります。だから、大きいことをいきなりするんじゃなくて、小さいことをやっていこうということなんです。

例えば、木場地区のみのりの会というのがあります。3 年間、県から補助金を貰ってそういうことをやろうと勉強会をされます。いろんな試食会、いろんなことをされております。それが今年はいよいよ国から 2,000 万、3,000 万貰って事業をやろうということですから、それと何ら変わりま

せん。不正行為も何もしておりません。職員がそれに食べに行くのは、アンケートを取るために来てくれと言われて、職員は行ってます。民間の方も行ってます。職員だけ行っているわけではないです。それは試食会ですので、誰だってそうするでしょう。ですから、それは全く別ものですから、問題ないと思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

この点は町当局と私だけの意見じゃなくて、この前解散しましたけれど、特別委員会の 6 名の委員が一致した意見。これは平行線ですので、これはこれで次の質問にいきましょう。

次はミエルカソノギの、居酒屋で 3,000 円の領収書で飲み食いをしたという件であります。他所の 6 件は情報発信だからただでいい。この店だけはお金を貰わんば撮らせんと、こう言われた。取材の費用だから、食べられたとしても領収書を貰ってるから正当なものだと。こう答弁されております。じゃあ領収書の内容はいつでもよいのかと。他の店も払わんばいかんとやないですか。他の所はただで取材させてもらった。その店は料金を払った。不公平さが生じますよね。この点はどうですか。同じ取材で。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは町が考えることじゃなくて、お店屋さんの考え方ですよ。ただで良いですよ。ただで出して情報発信してもらえば、それ以上の波及効果があるからただで良いとおっしゃったんです。しかし、ある店は、どうしても作る費用が高いからお金を払ってくれと言われたんです。それは町じゃなくて、町内のお店屋さんがただで良いよ、あるいは金をくれというその考え方だけですから、町はそれにとやかく言えません。取材経費ですので、それは当然認めるべきだと思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

取材費用だから正当なもの。あのですね、私はこう考えてます。こういう場合は、お金をいただきますよと言われた時は、もう撮影取材をあきらめるか、あるいは自分の金で注文するか撤退せんといかんと思うんですよ。そこまでして、そこまでしてですよ、町の補助金を使って払って、その情報を発信するのは不公平感があるということです。他所の他店は、情報を発信してくれるんだったら 1000 円か 2000 円とるんだけど、そこはサービスで良いですよと、ありがたいと。1000 円か 2000 円でうちの店を情報発信してくれるんだったらありがたいなと。その店だけはお金をとらんば発信させんと。そしたら、取材費用をあきらめるか撤退するのが筋でしょ。そのように、やっぱり補助金の審査をする時に、審査をする側が領収書があるから正当ですよと言ったら、もう何でもかんでも領収書があれば良いのかなということになってしまって、その辺のチェックがどうだったのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはチェックはしていると思います。当然、6軒のうち1軒だけですので、当然それはチェックをしていると思います。そして、これは逆の話で、ソフト事業の中に明確にその他事業に必要な不可欠な食材費等と書いてありますので、これはそれに該当します。これは幸いにしてよく整備しておりましたので、該当するものと考えております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

その辺の解釈については、私と町長と町当局の考えに少しずれがあるかなという感じはしますけれども。

次の質問にいきます。第4点目の、今度は農業関係。中山間地、農地水について、まちづくり支援交付金について指摘されているような視点でやられたらまた批判がきますよと。たくさんの若い人の意見には、生活を犠牲にしてやってるという意見も答弁でありました。それは具体的に私がここで聞いているのは、どんなやつが批判がくるのかという話なんです。農業関係、中山間地、農地水。私、知らないんですよ。私はそういう補助金はきちんとされているという認識しかないものですから。これでいくとまちづくり支援交付金みたいに、農業関係の人もちっとおかしいことやってるよというふうに聞こえてきたんですよ。だから、どういうやつが批判がくるのかなと。町長は知っておられるわけですから、それを一つでいいから教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、どんな批判がくるかわかりません、はっきり言いまして。どういう批判がくるのかわかりません。ただ言えるのは、県の事業と町の事業と照らして、県の補助事業でも町の事業に照らしてやりなさいという意見等もあってまして、そういうことをしたら事業が成り立たなくなりますので、そしたらブーイングとかなんとかします。それは、不正をしているということじゃありません。ただし、中には問題があります。私もある総会に行きまして、決算書を見ましてその場で指摘をして、5年間補助金の返還をさせました。そんなことはいくらかあります、やっぱり。だから、そういうご意見はあるんですけども、今回の補助事業の審査みたいにされたら大変だなと。特に実地調査あたりをされたというのは、これはもう越権行為ではないかと。だから、それは監査委員さんにお問い合わせすべきことであって、そこまですべきでないなと。そしたら、そういうことをして、そういう農業関係もそういう審査をされたら大変なことになるなという思いでおります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

いずれにしてもですよ、どのような批判がくるのか分からんと言われましたけども、批判がくるか分からんかったらこういう答弁をしてほしくないなという感じがします。

次、2 番目の区長会時における 3 月定例会行政報告の内容についての質問に移ります。第 1 点目

の調査をしたが問題点がなかったという問題ですね。ちょっと記憶を元に戻してみたいと思います。3月の定例会の時に、町の調査。松山前まちづくり課長と高月まちづくり課長は、二人一組で1日調査をしておられますね。それから、今度は深草課長と三根課長が、昨年12月16日から26日のうちこれも二人で調査をしておられる。多分、土日祝日を除けば4日間かなと思っております。その報告書を28日に出されております。それで、調査をしたけれども問題点ありませんでしたという、議会での一般質問でも私に答弁されておられます。そして、行政報告でも全部を読んでくださいと言われてるんですけども、冒頭、調査をしたが問題点ありませんということで、一番冒頭、行政報告にうたってあるわけですよ。調査をした方は、先ほど私が言ったとおりなんですけども、この調査にかけた時間、調査された範囲、これは適切というか十分というか、そういうふうに思っておられますか。その点をお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何回も繰り返しますけども、区長会で行った行政報告にも、調査をいたしました但問題はありませんでしたと。その後、しかしと書いてありますでしょ。しかし、町の事務処理に不備な点がありましたと。特に返還などは考えていませんが、町としては関係者の皆さまに指導、是正等を行いますと書いてるんです。常にやっぱり新聞記事でもですね、問題はなかったけれど、大きな返還に繋がる大きな問題はなかったということで何回も答弁しています。そういうことです。

そして先ほど申しました34件の審査をいたしました。私自身がしました。そしてまた、前まちづくり課長、今現在のまちづくり課長、そして担当係長に3人3用、ここにコメントをなさということで、私が34件につきましてコメントをさせました。そういうのも調査いたしております。それでまた、もちろん4日間で調査ができたのかということですが、それはそんなにかかりません、調査は。内容を把握しておりますので。だから、課長の中にも厳しい意見が、これは返還すべきじゃないかという意見が出ております。当然、中には問題点がありますので、ただいま是正中と説明しました件は、当然これは返還すべきじゃないかと勧告をして、実際に求めるべきだということで、さっそく申請人とも調整をしながら進めております。今後ともそういう遂行状況、事業が1年経ったら遂行状況を報告しなければなりません。これを今からやるわけですから、それをやりながら、常に、いきなり返還なささいということとはしません。まずは住民の方にこの辺が不備ですよということを説明をして、そして理解してもらってやってもらおうと。それでもやってもらえなければ、当然、補助金返還という形をとらせていただくということになります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

一つだけちょっと町長の答弁の中で、不十分な点があったと思うんですけども、調査にかけた時間、調査した事業をもう一回説明してくれません。それで松山課長、高月課長のワンペアで調査された。それから深草、三根課長がされたやつ。分けてお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まずですね、税務課長とまちづくり課長が調査をしたのが、全部で何件ですかね、大きく捉えておりますので、これは全部で 10 件を税務課長とまちづくり課長が行っております。そして、後これに付随した資料をつけております。それから、次に町民課長と財政管財課長に調査をさせたのが、これが特に赤木の棚田、菌ちゃんいっぱい、ミエルカソノギ、それから東彼杵町情報交差点ですか、この 4 つに絞って調査をさせております。それから先ほど申しました、これは私が作りましたまちづくり支援交付金等についての質問事項は、34 項目にわたって 3 名の前課長、現職の課長、そして現職の係長に調査をさせております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

深草課長、三根課長が調査されたのは 4 件ですね。先ほど町長が紹介された調査は 4 件。問題点指摘は他にいっぱい指摘したわけですね。この事業 4 件以外のね。その件の調査はされておられない。それから、松山課長と高月課長の調査は、私の一般質問の中の一部を捉えた後の調査でありました。この範囲内であって、調査をされた範囲が適切であるかどうか。これはもう、これも平行線になりますね。適切である、適切でない。もうこれの問題を深く追求してもしょうがないんで、そういう認識を、そこのところをお互い共有して次に行きます。

深草課長、三根課長の、ここにいただきましたまちづくり支援交付金の議員に対する調査報告書があります。この中にいくつか問題点が指摘されております。その指摘いくつあったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは指摘というか問題点ですね。これはソフト事業の中の赤木の棚田ですかね。棚田による、例えばこれは、いわゆる機械を町内在住の方に貸しておられます。それがやっぱり審査時点で指摘する必要があったということで、それは補助金交付要綱に決まっておりますので、承認を得ればリースできますけども、承認を得なくては駄目ですので。

○——△——

質問はいくつあったのかです。

○町長（渡邊悟君）

3 か所ですね。3 か所あります。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私の数とちょっと違うので、それはいいです。そのうちですね、その中で菌ちゃんいっぱい増やし隊事業における看板製作費 3 万円。この看板が確認できなかったと報告されておりますよね。町長はこの報告書に目を通しておられるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、通しております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それじゃあですね、問題点ありませんでした、補助金の返還など考えておりませんという町長の行政報告。議会でもそうですけども、そうするとこの補助金ですよ、この調査報告によるとこの看板、確認できなかったということはおかしいですよ。作ってないということです。作ってないのに補助金を3万円払ってる。それに補助金を支給してる。問題点なかった。納得いきませんね。もう一度答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは補助金交付規則がありますので、現地調査をするわけですね。看板は作ってたんですよ。看板は作っております。しかし、表現が間違っております。別の名前を看板にしてありますね。それはおかしいということで、当然、議員も指摘されましたし、町の方も指摘しております。おかしいと。だからそれは、今言っております指導、是正中でございます。それは後ほど答弁させますけども、そういう事実を不相当と認めた場合は、その旨その申請人へ通知をしなければなりません。そして、是正勧告を求めます。修正をなさいと。言うことを聞いてもらえなければ、そこで補助金返還が発生します。そういう順序に交付規則がなっていますので、その手立てを踏まなければなりません。ですから、言うことを全くされなければ、当然、補助金返還になります。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

この事業はですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはちょっと私もあれですけども、7 月末をもって返還ということで、もう決定しているそうです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

すなわち今、補助金返還ということで決定してるということなんですけども、この事業は終わってもう1年以上経っているわけですね。1年以上経っているということは、その後、事業完了報告をこういう議会が、私たちが、特別委員会が指摘をしたからようやくみこしを上げて調査をした。私たち議会が、特別委員会が報告しなかったら、もうそのままになっていたということです。町のチェック体制がいかにもずさんであると言わざるを得ません。この一つの事業をとっても、こう

いうふうやってないということは、非常に問題点があります。こういう事業が完了した後は、やはり速やかに調査をして、その事業が確実に行われているだろうかと。やっぱり町民の税金ですよ。血税ですよ。そういうやつを目的外に使用したりとか、申請しているにもかかわらず現物がなかったと。それを黙っておられるようなことでは、今回、処置、返還ということで、その処置が非常に遅いと感じます。

次にいきます。まちづくり支援交付金審査特別委員会の指摘事項について真摯に受け止めますということにつきましては、町長も先ほど交付規則とか規則の改善とか規則の明文化とか後は是正報告、補助金返還なども考えていくと言ってる、これはここにおいときましょう。

2組の報告書は昨年12月28日付けになっているんですよ、これはもう間違いのない。特別審査委員会の報告書は3月8日なんです。この12月28日の、私の一般質問を受けての調査である、報告書である。特別委員会の審査報告書、3月8日を受けての調査はどうなっているのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

3月8日は特別委員会の報告書でしょ。それは議員さんの報告でございますので、それに対する処置はしません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それについては審査、調査はしないということですか。じゃない。もう一度町長の答弁を。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど申しましたとおり、34件の調査をしたというのが、特別委員会の報告を見て、それで分類をして、その中の22件が問題なかったと。それ以外の10件については、いろいろ問題があったよということを報告したわけです。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

その件は了解しました。次は、コミュニティ活性化事業七夕祭りについて伺います。構成員名簿12名。12名おられるんですね。のりべんになってますが、12名おられます。構成員名簿12名の中に、3地区の自治会長及び区長のお名前が6名連ねられています。この少なくとも2地区の自治会長さん、構成員としては了承していないということなんです、本人に確認したら。後の人は確認してないので分かりませんが、少なくとも2人は構成員としては了承してない。こういうこと、もしこれが事実であれば、公文書偽造に当たるんじゃないかなと思いますが、町長いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは分かりません。本当に承諾したのかどうなのかということは分かりません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

じゃあですね、この構成員名簿の中に町職員 2 名入ってるんですよ。この 12 名の中に 2 名の職員が、この 2 名が入ってることには問題点はないんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、やっぱり私はあんまり相応しくないと思っています。どっちかと言いますと、補助金をやる側と受ける側にいるというのは、やもすれば利益相反行為みたいな感じにとられますので、それはあんまりよくないと思っております。しかし、メンバーを見ますと自治会長とか素晴らしい人材が入っておりますので、そういう不正等はないものだと思っております。しかし、これは今指示をしておりますけども、そういうことが、職員が、今、神戸市辺りが問題になってるんですけども、職員がそういう NPO とか団体に入って活動をする。そして収益事業をやると。それを認めるような条例、規則ですか、そんなのを研究しろとしております。

ただし、これはあんまり四角四面に言えんとですけども、例えば農業関係はやってますね、職員が。農業関係で、副業で、それを町長に副業でさせてくださいと申請する人は誰もいません。暗黙の内に了承しているところがあるものですから、そういう面も考慮しながら、本当は棲み分けをしてやるべきだなということで、それも今検討中でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

確かに町長、一部問題点がある。確かに問題点はありますよ。これ、副会長が、なんとまちづくり課長なんですよ。高月課長なんですよ。補助金を渡す側が副会長というのは受ける側ですよ。これが渡す側と受ける側が一緒、基本的にありえないですよ。一般職員だったらまだいいですよ、まだね。やっぱりまちづくり課長あたりは、本当は裏方で控えてアドバイスにまわる。こういう副会長という要職に就かれること事態がもう問題ですよ。こんなこと、これをまた認めてる、こういう構成員名簿を。おかしいとわたしは言わざるを得ないと思います。

次の質問にいきます。この七夕祭り、27 年度、28 年度の射的コーナーなどで売上金、地域の方々からいただいた協賛金のお金を管理している特別会計というのがあるそうですよ。一般会計の他に。報告されてる。特別会計の存在はご存知ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

特別会計については先ほど調査をいたしました。それで分かりました。残金がどこにいったかというの、特別会計で確認をいたしました。それと先ほど課長が副会長となっておりますけども、これは一部分、県の事業で町直営の事業なんですよ。七夕祭りという事業が、その中の一部が町直営の

事業ですので、それは止むを得ないところがあるということで聞いております。それと特別会計で確かにそのお金は管理をしておりますので、確認をいたしております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

特別会計を管理しているという、管理してるとなるとですね、やはり通帳とかないといかんですね。通帳の写しを、後で提出を求めます。

次にいきます。まちづくりの過程でいっぱい失敗し、いっぱい混乱しうんぬんとする考え方を聞きました。私はこういうふうに考えています。いっぱい失敗をし、いっぱい混乱しということは、いっぱい税金を無駄使いしということです。また、いっぱい混乱しということは、町職員の方々が右往左往して町民のための仕事は手につかない状態のことと私は感じてるんですよ。やっぱりトップリーダーたるもの失敗しないように事前の準備、事前の研究、しっかりやって税金を無駄使いしないようにやって、これが果たすべき大きな仕事と思うんですよ。まず、このいっぱい失敗し、いっぱい混乱してなんか開き直ったように私は感じて、受け取ったんです、この行政報告を。

民間企業であれば会社の社長がいっぱい失敗して、いっぱい混乱したら、その企業は間違いなく倒産の憂き目にいくと思いますよ。そうすると、その社員及びその家族の明日から生活は大変なことになる。若い職員ならまだしも、町のトップリーダーがそのような行政報告をされては困ります。

最後です。もう一つありました。今回の補助金交付に関して、職員に対して始末書らしきものを提出させたという話を聞き及んでいるんですけども。

○議長（後城一雄君）

一問一答でお願いします。

○9 番（大石俊郎君）

だからさっきのでお願いします。

今回の補助金に対して次の質問です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君、どうぞ。

○9 番（大石俊郎君）

今回の補助金交付に関して、職員に対して始末書らしきものを提出させたという話を聞き及んでおりますけれども、この件は事実ですか。この件です。一問一答です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この件といわれても 30 何件あるわけですから、いちいちしておりません。これはもう少し様子を見ながら、そういう始末書的なものを総合的に作ります。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

始末書らしきものは出してないということですね。はい、分かりました。

最後です。町の補助金等交付にかかわる執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議。これが3月15日、議会で採択されました。その中に最高責任者である町長の指導監督が不十分であったことが大きな要因であると。また、まちづくり支援交付金等による疑義に対して、自己の責任について言及されなかったことは誠に残念であったと決議されておるわけです。部下職員も責任はあるでしょう。しかし、そういう責任を問う前に自らの責任をしっかりと町民の方々や議会に対して述べられることが町長のあるべき姿と私は思ってる。私は思ってるんですよ。

今後、町当局は、今回の補助金問題に関して適切な処置、先ほど規則の改正とかいろいろ述べられました。そういうことをしっかりやられて、また再び、三度こういう補助金問題に関して、何かおかしいなと疑義があるなということはないことを願って私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで9番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を13時15分より行います。よろしくお願いします。

暫時休憩（午前11時59分）

再 開（午後 1時13分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番議員、吉永秀俊君の質問を許します。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

皆さまこんにちは。本日は2つの問題について一般質問をさせていただきたいと思います。

第1番目、学校給食センターの現状とその課題についてであります。

昭和56年に建設された東彼杵町学校給食センターにおいては、これまで部分的な改修は行われたものの、建物本体の老朽化が目立ち、特に天井、壁、床などは剥離、カビ、さびなどによる食品衛生管理上のリスクが高くなっていることは否めません。また、調理器、乾燥機、洗浄機、炊飯器、冷蔵庫などの老朽化が調理上の衛生管理に及ぼす影響も危惧されます。更に、安心安全な学校給食の安定的な供給という側面から見た場合、正規職員よりも嘱託、臨時職員が多いという調理スタッフの陣容にも問題があるのではないかと思いますので、次の点について町長及び教育長の所見を伺いたいというふうに思います。

まず1番目に、給食センターの建設費とこれまでの主な改修などの維持管理の経過。

2番目、調理器など主な備品の耐用年数とその入れ替え実績と今後の予定について。

3番目、全国では毎年1,000件以上の食中毒が発生しており、そのほとんどが病院、学校など調理許可を得た施設で起こっています。長崎県でもこのような事態を未然に防止するために給食調理場にHACCP（危害分析重要管理点）による衛生管理手法を指導しておりますが、給食センターでの衛生安全管理の現状を伺いたいと思います。

次、今年4月時点での1日当りの給食数と、これは児童生徒数、また職員さん当りですね、その給食数と小中学校それぞれの給食費の単価を伺いたいと思います。

5番目、建設されてから36年を経過した給食センターの今後の改修予定、並びに新築計画などは

検討されているのかどうかを伺いたいと思います。

6 番目、正職員並びに嘱託、臨時職員の雇用状況、勤務年数、賃金等を伺いたいと思います。

次に 2 番目の質問でございます。道の駅の現状と重点道の駅整備計画についてであります。本町の道の駅彼杵の荘は敷地面積、売上、来客数で県下最大規模となっており、平成 27 年度には、地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組みが期待できるとして、国土交通省から全国 38 か所の重点道の駅に選定され、町内における商業的及び産業的存在度は益々大きくなっています。また、道の駅においてはこれまで総額 6 億円以上の税金が投入され、その上、毎年約 500 万円以上が維持管理費として費やされており、このため、道の駅の有効利活用については町民の皆さんからも大いに注目され、また期待もされております。さらに、今年 2 月には 15 年ぶりに管理業務委託契約（建物賃貸借契約）が更新されておりますので、次の点について町長の所見を伺いたいと思います。

1 番目、彼杵の荘が重点道の駅に選定された具体的な取組みとして、次の 5 項目、1 番目産業振興、2 番目地域福祉、3 番目防災拠点、4 番目観光総合窓口、5 番目地方移住等促進が挙げられますが、計画具現化までの今後のスケジュールはどのようなになっているのでしょうか。

2 番目、整備推進協議会の構成員と開催回数、並びに現在までの決定事項を伺いたいと思います。

3 番目、重点道の駅の整備計画の最大の目的は何なのでしょうか。

4 番目、2 月に更新された建物賃貸借契約及び協定書等の主な内容を伺いたいと思います。

なお、今朝突然、重点道の駅整備計画書が全議員に配布をされておりました。本来ならば全協でも開いて詳しい説明があるべきと思いますけれども、私の質問の 1 番目と 2 番目はこの整備計画書に書いてございますので、これに関する答弁は時間の無駄となりますので、議長にお願いをして、この答弁は私が合図すれば止めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。以上で登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、吉永議員の質問にお答えいたします。学校給食センターの現状とその課題につきましてでございます。ご質問の（1）から（4）、（6）までは教育長の方で答弁をお願いしたいと思います。私からは（5）の建設されてから 36 年を経過した給食センターの今後の改修予定並びに新築計画などは検討されているのかどうかにつきましてお答えいたします。現在はまだ改修は考えておりません。ただし、一昨年から昨年まで公共施設等総合管理計画を作成をいたしております。議員の皆さまにもお配りしたかと思いますが、この公共施設等の状況の把握をして長期的な視点で、あるいは建て替えとか長寿命化とか廃止もあるかと思いますが、計画的に行うものでございます。これによりまして、財政負担を軽減、平準化しようと考えております。これから町全体で統合的に改修などを行うものでございます。特に中学校の統合計画がございまして、そこを踏まえて考えてまいりたいと考えております。

それから、道の駅の現状と重点道の駅整備計画についてでございます。まず、道の駅は平成 14 年にオープンいたしまして、今年の 7 月で満 15 年になります。オープンからこれまで売上が 46 億円でございます。毎年 3 億円以上を出品者の方がいただいております。そして、別途道の駅で働く

人 20 名から 25 名いらっしゃいますけども、雇用を創出したしております。経済効果は先ほどもお話がありましたとおり、とてもすごいことになっております。

そういうことで (1) の取り組みでございますけれども、これは先ほど議員がおっしゃるように道の駅の推進計画、3 月に作成をされております。これは義務付けで作成するものではございません。ですから、私も遵守するわけではございませんけども、意見ということで委員の方からいただいております。そういうことで今後のスケジュールでございますけども、その中に入っておりますけども、実は道の駅周辺の用地のご相談をお願いしなければなりません。用地交渉でございます。当初、道の駅をする時に用地交渉が若干広くございまして、買収ができておりません。そういうことを踏まえまして、今回は明確には答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。いわゆる用地交渉をしなければなりませんので、整備計画を明確にするというわけにはいきません。まだまだ丁寧な説明を先方様に申し上げて用地の相談を進めたいと考えておりますので、大変申し訳ございませんけども、今回は答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。当然、相談がかないませんと計画の修正とか、もしくは計画の中止になることも十分考えられます。

それから、2 点目の整備推進協議会の構成員と開催回数並びに現在までの決定事項でございますけれども、これは先ほどお配りしました整備計画に載っているかと思っておりますけども、担当課長から説明をさせます。

3 点目の重点道の駅の整備計画の最大の目的は何かでございますけども、これは地方創生という安倍総理がやっておられます事業の要となっております、小さな拠点作りということで国土交通省も一緒になって、それが最大の目的でございます。イメージは、道の駅を拠点にいたしまして、例えば町バスあたりを全て道の駅に巡回をさせる。全ての町バスを道の駅に周回をさせまして、いろんな周辺にあります病院だったり官公庁施設だったりに使っていただくというような拠点にするというような考えでございます。

まず先駆的なポイントといたしましては、障害者支援施設との連携を図りながら高齢者の生きがいづくりを推進するものでございます。それから、人形浄瑠璃や浮立など伝統文化を生かした交流の推進を行います。

次に国土交通省と連携をいたしまして、地域防災機能の強化を図るということで九州、西九州になりますけども、防災の拠点になるかと思っております。それから、特に町がやりたいのが次の点でございます、できましたら PFI 方式で食堂とか物産店とか屋台村ってイメージがよく分かりませんが、住民の方には是非そういう出店をお願いをしたいと考えております。

それから 4 点目の建物賃貸借契約及び協定書の主な内容でございますけれども、前回の契約とほぼ同じでございます。賃貸物件の使用目的は、主に東そのぎ町内の物産を販売を目的とする物産館であること。それから、契約期間が平成 29 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日までということでございます。賃貸料が月額 24 万 7000 円でございます。遵守事項といたしましては、東彼杵町の産品を最優先に販売しなければならない。それから、遵守事項の詳細については道の駅運営協議会において協議し、その決定に従わなければならないということになっております。なお、途中解約通知は 1 か月前までに行うことというのが特に主なものでございます。内容等は今説明いたしましたけども、特に変わった点はございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

吉永議員の質問に対しましてご回答申し上げたいと思います。まず、学校給食センターの建設費とこれまでの主な改修などの維持管理の経過でございますが、東彼杵町の学校給食センターは昭和56年3月に完成いたしました。36年経ったということになります。総事業費は用地費を含めて1億7270万円ほどでございました。主な改修については、事務室、休憩室を平成元年度に55㎡、下処理室を平成12年度に10㎡ほど拡張しております。また、屋根、外壁等の塗装改修は、10年、11年、26年度に大きな改修を行っております。その他、浄化槽、高圧電気関係の機器取替えや、18年度に公共下水道切替工事などを行っております。

2番目の、調理器など主な備品の耐用年数とその入れ替え実績と今後の予定についてであります。厨房機器の耐用年数については、国税庁通達によりますと8年から10年となっております。しかし、一般的には、大型調理機器は15年くらいといわれているところです。ここ5年間、食器、食缶、洗浄機2台、食器消毒保管庫5台、スチームコンベクションオーブン、ガスフライヤー、フードスライサー、包丁・まな板殺菌庫、各1台などを入れ替え、新規購入をしており、ほとんどの大型調理器の更新が済んでおります。今後入れ替えが必要になりそうなのが、ガス回転釜、真空冷却庫、プレハブ冷蔵庫などが挙げられます。

3番目の、全国で毎年1000件以上の食中毒が発生しており、そのほとんどが病院や学校など調理許可を受けた施設で起こっています。長崎県でもこのような事態を未然に防止するため、給食調理場にHACCP（危害分析重要管理点）による衛生管理方法を指導していますが、給食センターでの衛生安全管理の現状を伺いますとのことですが、このHACCPにつきましては、ハザード・アナリシス・クリティカル・コントロール・ポイントということで、訳しますと危害分析重要管理点というふうなことになります。つまり、食べ物の安全性を確保するためにその工程、加工、流通、消費という全ての段階で適切な対策を講ずることで、食中毒あるいは異物混入などの危害を未然に防止しようとするシステムのことでございます。

給食物資については、納品業者との契約時に保健所や長崎県食品衛生協会に審査してもらった検査成績証明や検便証明の提出を求め、衛生管理や衛生意識の高い業者からのみ安全な食材を購入しております。また、従業員の皆さま方には、衛生管理に最大の尽力をいただいているところでございます。納品された物質については、品質、温度、異物の有無などを確認し、記録した上で冷蔵庫又は冷凍庫、食品庫に入れ、衛生的な保管を行っております。

調理面では、作業工程計画を作成し、各段階に応じて食品を衛生的に取り扱い、出来上がった給食が児童生徒に健康危害を及ぼさないよう、確実に安全であることを目指してるところです。

4番目の調理従事者の健康管理は、HACCPの根底をなすものと考え、徹底した管理を行っているところでございます。1年2回の健康診断とか月2回の検便、毎日の健康チェックを行い、健康な者のみが給食の調理にあたるということにしております。調理室には、検便証明されていない者は立ち入れないことになっております。作業環境は、旧来のウェットシステムの施設で衛生的な作業ができていく部分もありますけれども、新しい設備、スチコンとか食器保管庫、洗浄機等、真空冷却機の設置や調理員の工夫で、より衛生的な食作りを目指しているところでございます。

4番目の、今年4月時点での1日当りの給食数と小中学校それぞれの給食費の単価はということ

でございますが、今年4月時点での1日当りの給食数は、小学校419食、中学校240食、計659食です。給食費の単価は、小学生が235円、中学生が280円でございます。それ以前は、平成26年度前は、小学生が220円、中学生が265円でございます。平成28年度分、昨年度分の食材外費用、つまり人件費用とか光熱水道費、施設管理費などを含めると4366万9000円でございますので、1人頭344円ほど掛かっているということになります。よって全体費用は、小学生が579円、中学生が624円ほど掛かっていると。小学生が現在、給食費が235円で、中学生280円ですので、ほぼ半分以上をこの町の方が負担をしているということになろうかと思っております。

最後の、正職員並びに嘱託、臨時職員の雇用状況、勤務年数、賃金など含めてでございます。現在、正規職員は事務職が1名、調理員1名の計2名。嘱託職員が5名。臨時職員調理員は米飯、職員休暇時に1名、登録は3名でございます。シルバー人材センターから運転手1名となっております。正規職員は、事務職4年目、調理員3年目。嘱託職員は、10年から1年目の方で、給料は月13万1700円。臨時職員調理員は時給810円。運転手は、シルバー人材センターからの基準単価で時給800円に事務手数料、消費税を加えた金額となっております。今後の運用などにつきましては、財政が許す限り正職員と嘱託職員の、現在の体制で運営したいというふうに考えているところでございます。以上、登壇しての答弁を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

道の駅に関する2番目の整備推進協議会の構成員と開催回数並びに現在までの決定事項等ということでございます。別途資料は配布しておりますけれども、12、13ページに記載をいたしております。整備推進協議会の構成員は、元大学教授の鮫島和夫氏を会長に、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所、長崎県土木部、東彼商工会東彼杵支所、長崎県農業協同組合東そのぎ支店、大村湾漁業協同組合、東彼杵郡森林組合、東彼杵町区長会、NPO法人すてっぷあっぷ、道の駅彼杵の荘、東彼杵町役場から計12名の委員で構成をいたしております。また、協議会の下により実務的な内容を検討する部会を設置しております。国、県、道の駅、役場から計7名が委員となっております。開催回数につきましては、委員会2回、部会2回を開催いたしております。今までの決定事項といえますか、整備計画を策定をいたしております。この整備計画については、目次にもありますとおり整備計画の基本コンセプト、基本方針、導入予定施設整備方針、事業スケジュールということで、こういった形で整備計画をまとめております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

やはり学校給食で一番心配なのは、食中毒なんですよ。食中毒。今、全国で一番多いのは、ノロウイルスによる食中毒でございまして、我々が普通、食中毒といいますと今から夏場にかけてが

多いと思うんですけども、逆にこのノロウイルスは冬場に多い食中毒でございまして、現実には今年1月に和歌山県御坊市で、小中学校で719人がこのノロウイルスに感染をしております。それで2番目に多いのがカンピロバクターという細菌による食中毒でございますけども、学校給食の中で一番多いのがウェルシュ菌という潜伏期間が1日か2日ある食中毒が一番多いんですよね。これは何かといいますと、カレーとかシチューとかそういったものの温め直しの時に、殺菌がよくいってないということで食中毒を起こすんですけども、こういった潜伏期間の長い食中毒につきましては、先ほどからお話があるように HACCP による管理で、例えばハンバーグを作る時は普通はですね、ハンバーグの出来た最終的なものをチェックする。例えばインスタントラーメンだったら、インスタントラーメンの最終的な段階でチェックをするんですけども、この HACCP の管理というのは、途中、途中で、先ほど書いてありますように大事なところ、例えばハンバーグを作るところではひき肉のところ、合挽きをしますひき肉のところをチェックする。ポテトもチェックするということで、今、学校給食の食中毒が起こった場合の保存期間ということが定められていると思うんですけども、大体何日くらいされてますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長にお願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

教育長に代わりまして回答したいと思います。ずっと食材を各段階で取りまして、1か月間保存をして、それが済みますと処分をしているというふうに現在ではしております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

町長でもいいですけど、世界で一番安心安全でなければならない食品は何だと思います。次長でもいいですけど。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長にお願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

冷凍食品かなと思うんですが。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今、世界で一番安心安全でなければいけない食品といわれているのが宇宙食なんです。宇宙でそういうことが起これば大変です。取り返しがつきませんですから。ですから、先ほどの HACCP、これはアメリカの NASA の航空宇宙局が開発した料理管理方法なんですよね。ですから今、日本でも世界でもほとんどの食品業界がこの HACCP による食品管理をしています。ということで、私、東彼杵町でも県からの指導が多々あってるんじゃないかと思いますが、是非、東彼杵町にとっては、小学生、中学生は、本当にもう東彼杵町の宝ですから、決して食中毒がないように、最善の方策で給食に当たっていただきたいというお願いをしたいと思います。

特に、給食におきますと、最近我々の世代の方はほとんどなかったんですけど、最近アレルギーの子どもたちが多いです。特にアレルギーの特定材料といわれる卵、牛乳ですね。小麦、そば、それに落花生、えび、かに。これはもう特定材料ですから、多分こういったアレルギーの児童生徒がいるんじゃないかと思いますが、そういった対応はどのようにされていますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長をお願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

現在、アレルギーを持った生徒が全校、小学校 2 校、中学校 2 校ありますけれども、18 名。アレルギーの 1 人は糖尿病の関係があられる方がいらっしゃるんですけども、それでうちの施設としましては、先ほど説明がありましたように、もう既に 36 年経過しております、そういうアレルギーに対する新しい施設とか何かでは個室で調理をしたりして個人食を作っておりますが、そういうところが現在うちのところではできませんので、給食の献立を 3 か月前に作ります。それで、それよりももっと今の献立よりも詳しい内容の、材料から全て書いた献立表を保護者にさし上げまして、各人のアレルギーの除去とかそういうチェックをしていただいて、それを除いたり、加工次第ではそれは食べてもいいとか、自宅の方で判断していただいて、それでそういう協議を担当の先生方、それから養護の先生方と綿密に調整をしまして、削除であったり、それからもう弁当を持ってくるかどうか、そういうふうな方法でアレルギー対策をしております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

アレルギー対策ですけども、保育園、幼稚園ですね、小学校、中学校ももちろんですけども、情報共有ということで保育園に上がる時、この子どもはどういうアレルギーがありますよという、そういう情報共有もしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

給食費の方にまいりますけども、先ほどお聞きしたら、小学校が 235 円、中学校が 1 食当たり 280

円ということでございます。全国平均でいきますと、小学校が 246 円、中学校が 286 円でございますんで、全国平均よりもちょっと安い、東彼杵町でやっておられるなということがわかるわけでございます。しかし、これは 1 年 365 日の内、多分 190 食から 200 食くらい学校給食はあると思うんです。それでこの単価を合計しますと、大体小学生で 5 万円前後、中学生で 5 万 5 千円から 6 万円になるんじゃないかというふうに思うんですけれども、特にこの 3 年間くらい全国的に非常に給食費の無料化を行っている自治体が増えております。近くでは隣の太良町が学校給食費の無料化をしてるんですけれども、保育料は第 2 子目から今無料ですよね、東彼杵町は。こういったことで給食費の無料化というのは、これは町長に答弁をお願いしたいんですけど、考えておられるのかおられないのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、無料化はしたいわけなんですけれども、財源が伴いますので、なかなか踏み切れないわけなんですけれども、今、幸いにして安倍総理が教育費の無償化ということで取り組んでおりますので、あるいは民進党もそういう方向で進んでおりますので、流れとしては無償化に進んでおります。町も財政が許せばやりたいんですが、なかなか今、医療費の無料化とか出生祝い金のアップとかいろんな子育て支援にやっておりますけれども、なかなかそこまではまだ至っておりません。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

確か今、町長が答弁されたように、今年の 4 月から中学生の医療費も無料化に本町がなりましたですね。それで小学生の医療費の無料化も行ってるんですけれども、最低でもこれは 800 円掛かります。しかし、私もあちこちから聞くんですけれども、小学生から中学生まで 9 年間 1 回も病気をしない子が結構多いそうです。ということは、この医療費の無料化につきましては、9 年間、税金を投入するんですけれども、全く恩恵を受けない児童生徒が多いということなんですよ。ですから私は、この医療費の無料化についてはですよ、これよりも必ず払わなければいけない学校給食費の、せめて月に 2 千円とか半額とか、そういったやり方の方が私としてはこの少ない財源を有効利用するために、それと同じ公平公正という立場から考えると、9 年間 1 回も病気に掛からない子、9 年間で 1、2 回しか病院に行かない子はたくさんいるわけですから、そういった公平公正、平等性とかを考えると、医療費の無料化よりも、絶対払わなければならないこの学校給食費の、せめて半額補充とかそういったことは町長はお考えにはならないのかどうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはいつか、その質問を吉永議員か誰か質問されまして回答しましたけれども、今、教育長が説明しましたとおり、570 円、600 円程度掛かっております。その中で 300 円程度負担をしていたいておりますので、半額補助になっているわけでございます。基本私は、そこにはあまり考えておりません。本当は、これはもう怒られますけれども、弁当が一番良いわけなんですけれども、そうい

うわけにはまいりません。これもやっぱり総合的に子どもに投資するのは当たり前です。これはどんどんやらなければと思っておりますけれども、なかなか今、医療とか介護とかそちらの方に負担が増えてまいります。当然、今からは質問があつてます公共施設の維持管理、この辺に莫大なお金が必要です。そこら辺を検討しながら、できるものからやっていこうと考えておりますので、検討はしてまいります。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

次に給食センターの改修ですけれども、職員室とか屋根とか修理は行われていますが、はっきり申しましてこれはもう前町長の時から、給食センターはいずれ新築せんといかんやろうという話をされておりました。それで前町長の場合は、もうそろそろ基金を積み立てて、その頃 7、8 年前ですから、10 年後くらいにはもう建替えんばから基金でもしようかというようなお話があつたんですけども、先ほどの町長の答弁では、町全体な総合的な計画の中で検討をしているけども、この給食センターだけにとつてはまだ新築の構想はないとおっしゃってますけども、私は先ほどからお話があるように、もう壁とか天井とか、修理がしようがないくらい老朽化をしているんですよ。やはり、これはもう先ほども言いましたように子どもたちの安心安全が、私、一番大事だと思いますから、やはりこういうところは第一優先で、是非給食センターの建替え新築については、もう基金なりを作つて 3 年後、5 年後ぐらいには備えたらどうかと思うんですけども、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私も就任しまして、最初に給食センターにまいりましたら、栄養士の方から長崎県内で一番老朽化がひどいという指摘をいただいております。やらなきゃなりませんけども、先ほども申しましたとおり中学校の統合等も控えておりますので、それがどうなるのかですね。その辺の見通しも踏まえながら、当然、今の場所でいくのかどうするのか。同時並行はできませんので、どこかに新たに作るようになるのかですね。検討はいたしております。どのくらいかかるのか。しかし、なかなかお金が一番あれですので、基金当たりで手当までをしなくてやっていけるものなのかどうなのか。たぶん今の機械当りは、新鋭の機械が入っていますので、設備はそののまま移動というか夏場あたりにはできますでしょうから、問題は、本体をどうするのかということでございます。一番良いのは、何かこうそういうとに代替できるような施設があれば一番良いわけですけども、その辺もまだ見当たっておりません。いろいろな知恵を出しながら、経費を節減しながら、もちろん庁舎も何でもやり替時期に来ていますので、なにが優先すべきか検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

それでは雇用の問題に入ります。先ほどの話でしたら、職員さんが 2 名で、嘱託さんが 5 名ですか 6 名ですか。それで臨時さんが 3 名登録で、1 名米飯給食の時に出勤をされているということで、はつきり申しましてスタッフの中でも嘱託職員さんですね、これで給食センターは成り

立っているんじゃないかというくらいにかなりベテランの嘱託さんがいらっしゃいます。それで嘱託の給与ですけども、たぶん東彼杵町には嘱託さんと現業職と一般職の嘱託さんがいらっしゃいますけども、給料は同じですか違いますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それはですね、正規職員は国でいいます行政職 2 表という給与区分で行っております。それから嘱託職員につきましては、嘱託職員給与というのを決めておりますので、これはちょっと額は覚えておりませんが、パートさんはパートさんということで、それぞれやっぱり格差がございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

聞いているのは、先ほど給食センターの嘱託職員さんの給与が 13 万 1700 円とおっしゃいましたから、これは一般職の嘱託の給与と同じですか、違うんですかということをお聞きしたんですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明申し上げます。役場におります一般職の嘱託職員は、行政職 1 級の 1 の 5 を使っておりますして 14 万 6600 円、センターの嘱託職員は行政職 2 級を使っておりますして、その 1 の 5 を使っておりますして 13 万 1700 円でありますして、約 1 万 5000 円程度違います。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そういうことなんですよね。だから 1 万 5000 円も月差があるわけですよ。ですから、はっきり言って役場の庁舎内で仕事をされる嘱託さんと毎日湯煙の中で苦勞して料理を作られている嘱託職員さんの差が 1 万 5000 円もあるわけですよ。ですから、ここら辺もやはり、それは今の総務課長の話では給料表があってそれに基づいてされてるんでしょうけども、現業職でなくてやっぱり一般職のような待遇はできないのかどうかですね。給食センターの嘱託さん。この検討はされていないのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

正規の職員ではございませんので、当然、差はあって当たり前と思っております。それは本当に

申しわけないですけども、格差があるのはもう当然と思っております。それと今盛んに同一労働同一賃金ですか、そういうことが言われておりますので、来年度ぐらいからこれは見直しになります。例えば社会保険を掛けるとか、一般職並みに社会保険を掛ける。あるいはいろんな制度を作っております。たぶん見直し期間に入りますので、その辺のところはいくらか是正はできるものと思っております。ただし、格差は当然ありえますので、止むを得ないかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

分かりました。時間もきたようでございますので、道の駅の件について再質問させていただきます。現在、道の駅は重点道の駅に今回指定されたんですけども、他の道の駅と、我々もあちこち行くんですけども、一番違ったのは東彼杵町の彼杵の荘には情報発信コーナーがないんですよね。これは何故ないんですか。やはりこれはもっと充実すべきだと思うんですけども。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

本来、当初はあったんですけども、途中で全く、コーナーらしきものはあります。今でもやろうと思えばできるんです。ただ、夕方 7 時で閉店しておりますので、本来これはもう少し 24 時間とはいきませんけども、そういうサービスをする必要がありますので、今回、重点道の駅あたりになりまして、国交省の方で、これも用地買収が上手くいった時の話ですね。用地買収あたりがうまくいった時には、国交省の方で情報コーナーあたりができますので、それに併せてふるさと交流センターも合築みたいになるかと思うんですけども、そういう提案も国交省からなされておりますので、その時点でやっぱり情報発信をしていこうと考えております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

今回、平成 28 年に東彼杵町が、道の駅が全国 38 か所に指定されたわけですけども、その中で何が一番メインだったかといいますと、これは昨年 6 月 8 日の長崎新聞を読みますと、彼杵の荘は道の駅で実施している農作物の集荷と町内の障害者支援施設が取り組んでいる移動販売車による買い物支援を連携させたシステムの構築を提案し、これが評価されたというふうに書いてあるんで、これが一番目玉じゃないかと。これが一番国交省に評価されたんじゃないかなと思いますけども、こういった今、障害者施設との話し合いとか協議とかどういうふうな状況になってるんでしょうか。進んでるんですか、進んでないんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

今、委員の中に NP0 法人すてっぷあっぷの代表の方がいらっしゃいます。事業認定をいただいてからこの本整備推進計画の策定委員ということで入っておられます。今後の具体的な事案については、今後協議ということで、現状今のところは進んでおりません。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

朝から配付されましたこの重点道の駅整備計画書を見てみますと、事業が 28 年から始まって、29 年は防災拠点整備に係る用地買収、防災機能向上に係る施設整備、観光窓口等開設。今年ですね、案内システム整備、集出荷システム整備。そして来年度の事業としては、防災機能向上に係る施設整備、公衆無線 LAN 環境の整備。それで最終年度の 31 年度には、イベント広場の整備。それで先ほど町長がおっしゃった屋台村の整備ということで、31 年の事業計画になっておりますけども、この今年度から 29 年度から 31 年度までの 3 か年は大体どのくらいの事業費を見込まれておるんですか。それでその内どのくらいが、国交省から重点道の駅に指定されたために補助が来るのか、そういった計画はどうなっておりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは国交省の指導で、重点道の駅になるからには、この整備推進計画を立てろということで指示がっております。内容については、自分たちの意見だけですね、委員さんが集まっているいろんな意見を出したって感じです。だからこれは、そういう意見集約なんですよ。だから、これをどうするのかということは、これからもう少し詰めていかなければなりません。だからこれは、まだスケジュールあたりも全く絵に描いた餅ではないかと思っております。これから進めてまいります。前提が用地交渉ですので、この辺をあんまり表に出したら用地交渉がちょっと頓挫しますので、是非、今回は、スケジュールは整備計画ぐらいにとどめていただいて、鋭意用地交渉の方に力を注いでいこうと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

具体的な試案は、財政的な計画は立ててないということですけども、2 番目の質問の、大体どのくらいくるんですか、補助は。重点道の駅に指定されたために、事業費のどのくらいがくるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

補助率等についてはお答えできませんけれども、利用可能な補助制度ということで各省庁ございます。総務省、農林水産省、建設省、そして当然、国土交通省。この4省が各種補助事業制度を持っておりまして、こちらの補助事業の活用になるかと思えます。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

それでは、道の駅の現状についてちょっと質問をさせていただきます。現在、先ほどの町長の答弁では、物産館の新しい家賃を決めた。24 万 7000 円ですか。それで一昨年の食堂棟が 8 万 4500 円ですから、合計いたしますと月 33 万 1500 円になりますね。これを 12 か月掛けますと 397 万 8000 円ですよ。彼杵の荘から家賃として東彼杵町が受け取るお金は、397 万 8000 円です。それでこの道の駅の維持管理費、町が道の駅に使うお金、28 年度の予算では 660 万円。今年度の予算では 722 万円計上してありますけれども、ざっと計算しますと 2300 万円、毎年赤字です。道の駅からは何の町には恩恵がありません。それでこの家賃、年間 397 万 8000 円。大体道の駅の売上、私が聞くとところによりますと 5、6 億円あると聞いてるんですけども、どのくらいあるんですか。道の駅の売上は。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは分かりません、どのくらいあるのかですね。私の知っている限りでは、さっき言いましたとおり 46 億円、14 年間で 46 億円はあるだろうと思っております。毎年だから 3 億円ぐらいはあれですね。町は貸してるだけですから、それをとるだけです。さっき言いました 46 億円の効果があってるんですよ。出品者に毎年 3 億円、ずっと収入があってるんです。それで雇用が 20 名から 25 名あるわけですから、町は儲かるわけにはいきません。町の仕事はそんなものですよ。だから好きなどおりやってくださいということでそうなんです。それは勘違いしないでやってもらわないと困ります。500 万円、600 万円とおっしゃってますけども、これはトイレの管理ですよ。トイレは町がしないといけないわけです。道の駅にしろとは言えません。これはお客さんに来てもらうようにおもてなしの心です。そういうことが道の駅ですので、これは止むを得ません。だからトイレをきれいにしないとお客さんは来ませんので、それが道の駅のあれですから。私は、効果は町が、議員がおっしゃるように、6 億 8000 万円ほど投資をしたとおっしゃいますが、逆に売上げが 46 億あるわけですから、私はそれで良いかと思っております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

聞いたところによりますと、最近は売上も増えて年間 5、6 億円ぐらいあるのではという噂ですけども、家賃 397 万円ですよ。5 億円の売上にすると 1% で 500 万円でしょ。売上の 1% の家賃なんてないですよ、民間から考えると。専門家が近くにいらっしゃいますけども、売上の 1% 未満の家賃なんか民間ではありえません。私はもう少し家賃の交渉は高い次元で、もう少し町にも貢献で

きるような設定でされた方が良かったんじゃないかなということを一言申し上げております。

それで答弁、先ほどの今年の2月に交わされた契約は、15年前と同じ契約をしたとおっしゃるんですけども、15年前には合意書とか協定書は確かあったんですけども、今回はそういうのはございますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

協定書とかは全く一緒です。変わっているのは、一番当初の運営協議会で決めた、いわゆる募集要項ですね。町の産品を優先しなければならないとかという、そういう条件的なもの。これを別紙でつけております。それから先ほど5億円で1%の家賃とおっしゃいましたけども、5億円は、道の駅の俵が貰っているのは僅かですよ。1億円ぐらいしかもらわないんですよ。4億円ぐらいは出品をされる方にいくんですから、だから残った1億円で家賃を払うわけです。それでその家賃を決めるのも第三者のプロの方を入れて、東彼杵町のこういう状況でどうですかと、第三者に家賃はどうですかと、13万円から24万円に上げていただいたんです。答申ですよ。私が決めることはできません。それは確かに近くのいろんなコンビニがありますけども、こことは全然違います。相手は大企業ですから、それは違いますよ。東彼杵町は大企業ではございませんので、なかなかそこはいきませんけども、家賃もそれを第三者に見てもらって、妥当な家賃を決めていただいています。したがって、それは我々はどうすることもできません。今回上げたわけではございません。前回上げております。今回更新にあたって何と言いますかね、財産処分審議会というところに、これはプロの、不動産を扱っているところをお願いをして答申をいただいております。そしたら、家賃は本来下げんといかんなどという意見があったんですけども、現状維持でということになっておりますので、24万円はそのままということになっております。したがって、これは前回上げた値段でそのままっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

先ほどの話では、15年前と同じ契約をしたということですけども、これは町長は昨年6月の一般質問、我々道の駅に関しまして3人ほどしたと思うんですけど、その時の答弁を覚えてらっしゃいますか。ちょっと読みますね。私に対する答弁ですよ。3点目につきましては、契約更新において賃貸料契約期間はどのような内容で契約をされる予定かということでございますけれども、これにつきましては、午前中も申しましたとおり、午前中ですから同僚議員にも答弁をされてるんですよ。午前中も申し上げましたとおり、定期借家契約にですね、期限を例えば15年、10年後とか12年後とかまでにと限定して、そういう定期借家契約になりますとはっきりおっしゃってるんですよ。先ほどの答弁では、定期じゃないって、15年前と同じ普通の賃貸借契約をしたとおっしゃったんです。これは答弁、我々一般質問に対する答弁というのは、非常に大事な答弁ですよ。おまけに3人の議員にも、同じことで定期ですとおっしゃってるんです。ここで町長は嘘を言ったことになってますよ。町長の答弁は。去年、3人の議員に定期ですとおっしゃってるんですから、それで今回の2月の契約は定期じゃなかったって堂々とおっしゃっている。これはもう、これならば嘘つき町

長と言われてもしょうがないですよ。町長。そうでしょう。3人の議員に言ってるんですから、定期にしますって。これでいいんですか、町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

嘘つき町長と言われるのは心外ですけども、あのですね、賃貸借契約でしょ。私は、今度更新の時には、株式会社彼杵の荘に定期借家でやってくれんかと申し入れをしたんですよ。相手がいるわけですから、相手が定期借家にのらないと言われればそれで終わりです。法律ですから、これは法律ですよ。だから、したいんですよそういうふうに、15年は15年で。しかし、それを定期借家でやらしてくれということで申し入れをしました。しかし相手は、そうじゃないんですよ。いいですけど、そしたら例えば暖簾代みたいなのを要求されるわけですよ。何億円と言われたらどうしますか。そこまでして町は更新なんてしませんよ。いやいや、そうなんですよ。実際、我々は交渉をしたわけですから。例えば、それじゃこれは役場はできません。いわゆる株式会社彼杵の荘と交渉をしてください。させてくれと。させていただくかもわかりません。だから、それだけ補償金的なものを貰わないとできないということなんですよ。それは法律で決まってるんですよ。私が嘘つきとか何とか取り消してくださいよ。止むを得ないわけですから、それは。その時点では、まだ賃貸契約、次は定期借家契約にしようということで思ってましたよ。だから食堂棟は定期借家契約にしたわけですよ。だから、できないものはできない。これは法律ですから。いくら皆さんが言われても、理解してもらわないとそれは無理ですよ。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

町長はこうもおっしゃってますね。10年前の池田町長がした、昨年のお話ですから14年前ですよ。した契約は間違っていたと。だから食堂棟はおっしゃるとおり定期賃貸借にしましたと。来年の更新契約は定期にしますともおっしゃっております。今の話を聞くと、先方に定期でしてくれと言ったけども、先方から断られたとおっしゃったですね今。ということは15年前の契約によって、そもそも、そもそもですよ、更新の契約が定期にできなかったんじゃないですか、15年前の契約では。それを町長が知らなかったんじゃないですか。だから、こういった定期にするとおっしゃったんじゃないですか。15年前の契約で、次の更新契約ももう定期にはできないと。そういう契約じゃなかったんですか、15年前の契約は。そうじゃないんですか、町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それはわかりません、私は。それは町長が、15年前に町長がおられたわけですから、その契約でいこうとされたわけですから、あえて私がしたわけではございません。いやいや、そうですよ。私、権限ありませんので。職員です。最高権者は町長ですから。その時にそういう契約をされたんですよ。だからそれを替えようと、15年経って替えられないかなという気持ちありましたよ。だから定期借家と言ってるんですよ。それは分かってほしいですね。だからできないんですから。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

だからさっきも言ったように、公式の場ですよ一般質問の会場というのは。それも私だけじゃないんですよ。3 人の議員に来年の、今年の 2 月の契約は定期にするとはっきり明言されているじゃないですか。結果的に嘘を言ったということになるんですよ。だからそういうことを踏まえとったら、去年の答弁で定期にするとおっしゃらなければよかったんじゃないですか。そうでしょ。そう言っておられなければ、私もこういった質問をしませんよ。町長が 3 人の議員に言ったんですよ。3 人の議員に定期にしますって。だからこういう問題にしてるんですよ。どうですか、もう一回。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あのですね、民法で契約をしてるわけでしょ、賃貸借契約を。それがあから、何人も質問をされた、その後もです。去年 1 年はやったです。替えてくれとおっしゃったです、皆さんも。しかし、それは賃貸借契約だからできないと言っているでしょ。法律を解釈されたでしょう。3 人の議員から質問あったです、ずっと 1 年間、去年は。その時に広く町民に貸付をするようにしてくださいという要望が議員さんからありました。しかしそれは、法律が定期借家契約でないと。私はしたいと。だから食堂棟は定期借家したでしょ。本来そうすべきだったんですよ。それができません。それはもう 15 年前に前々町長が契約をされたわけですから、私がそこでどうこういう権限はありません。それはやって、そういうふうに定期借家にしたいということで、食堂棟は定期借家に替えたわけですよ。替えれるように。質問されたでしょ、十分。その嘘つきは取り消してくださいよ。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

しかし結果的には、そうなったじゃないですか。結果的には嘘を言ったことになるじゃないですか。定期にすると言ったのを定期にしなかったのは、嘘を言ったことになりますよ。そうじゃないですか。今、確かに町長がおっしゃったように、先方には定期でお願いしますと言ったと。その努力は認めますよ。その努力は。そういう努力をされたというのはね。しかし、結果的には我々に答弁を答えられた時と違う契約をなさったんだから。私はそこら辺を言ってるんですよ。それでもう時間もないですから、ちょっとこれ町長に質問しますけども、現在道の駅さんが不当解雇で裁判をされているというのはご存知ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

知りません。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

私も訴えられた方から聞いたお話なんですけども、女性の方です。5、6年勤めていて一昨年から去年の5月頃にかけて3、4人首を切られたと。なぜかという、そういえば昨年6月から道の駅の弁当のデリバリーを止められたですね、配達を。だから、そのためのカットじゃなかったと思うんですけども、その女性の方が言われることには、私の前に、同じように明日から来んでよかと言って3人首切られたと。それで私も歯がゆかったと。今まで一生懸命道の駅で働いてきたのに、おまけに道の駅の社長さんは、町では会社で一番大事なのは人です。人材が一番大事ですというような話をあちこちでされていると。そういう人が、明日から来んでよかと言われて私も歯がゆかったと。前の3人は泣く泣く辞めたけど、私は絶対、こういう私みたいな人を次には出したくないから裁判にします。裁判にしましたというお話だったんですよ。それで今たぶん、去年の6月くらいから町の弁護士相談をされたそうですよ。それから今、弁護士さんとお話をされて訴訟をされているそうなんですけども、こういった道の駅の、準公共的な機関である道の駅がですよ、今後どう裁判が和解になるのか、正式な裁判上にまで挙がってどっちが勝訴されるか敗訴されるか分かりませんが、万が一彼杵の荘さんが敗訴された場合もやはり今の契約は継続をされるお考えでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

賃貸契約にそういう解約条件があればですね、それは合致すればそうなるでしょう。合致しないと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

以上で質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで2番議員、吉永秀俊君の質問を終わります。

次に6番議員、立山裕次君の質問を許します。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

皆さんこんにちは。登壇しての質問をさせていただきます。1番目ですね。東彼杵町公共施設等総合管理計画と町内公共施設の改修等についてということで、平成29年3月に公表された東彼杵町公共施設等総合管理計画の内容と町内公共施設の改修等についてお尋ねします。

1番、施設の保有量について、今後人口減少が予測される中、施設の複合化、転用、統廃合、集約等を検討する必要があると考えておられるようですが、具体的にどのような施設が該当するのかをお尋ねします。

2番、同じく施設の保有量について、本町の1人当りの保有量は全国平均の1.8倍ということですが、町としては全国平均から見たどの程度を標準と考えているのかお尋ねします。

3番、2030年頃に大規模改修、2040年から2045年頃にかけて大規模な建て替えの予定がありますが、それぞれ具体的な施設をお尋ねします。

4番、本年度より4年間、市町村役場機能緊急保全事業に対する財政措置がされましたが、本町としては活用する考えがあるのかをお尋ねします。これにつきましては、3月議会で同僚議員が質

問をされております。その時の答弁は検討をするということでしたが、今回できればそれ以上のお答えを期待したいと思います。

5 番、町内の公共施設を利用して学童保育が実施されていますが、該当の施設は旧耐震基準で建てられていますので、児童の安心安全を考えた時に早急な耐震補強が必要と思いますが、町の考えをお尋ねします。

2 番目、東そのぎ特産うまかもんフェスタ開催内容について。本年度の東そのぎ特産うまかもんフェスタの中で、一地域一特産品以上のコンテスト出品を募集されますが、詳しい内容と各地域へはいつ頃周知されるのかをお尋ねします。また、この事業の趣旨として、本町の産品や魅力等を広く町内外に発信するとなっていますので、歴史公園等を活用して各地域の伝統芸能等を披露したらいいのではないかと思います。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは立山議員の質問にお答えいたします。まず 1 点目の東彼杵町公共施設等総合管理計画と町内公共施設の改修等についてでございます。まず 1 点目の施設の保有量について、具体的にどのような施設が統廃合の集約等を検討する必要があるかの質問でございますけれども、これにつきましては、まず 3 月に策定をいたしました公共施設等総合管理計画、町の施設の全体保有量の調査を実施をいたしております。その全体保有量の調査結果、他の市町村平均として 1.8 倍の施設保有量があるわけでございます。それに基づきまして、今後 40 年間で全体数として延べ床面積ベースで 25% 程度保有量を削減する数量目標を立てたものでございます。個々の施設をどうするのかは今後施設ごとに個別の管理計画を立てることになりますが、本年度、財政管財課でまず 10 施設程度の個別計画を立てることを目標に取り組むことにいたしております。

具体的にとのご質問でございますけれども、一例を挙げますと、大楠、音琴小学校の廃校に伴う処分。あるいは古い建物では教育センター分室、旧中央公民館ですけれども、これらの廃止。図書館と歴史資料館との統合などが考えられますが、具体的には住民の皆さんの意向等に基づきながら、今後個別の計画としてまとめていくことになります。

次、2 点目の同じく施設の保有量について、本町の一人当たりの保有量は全国平均の 1.8 倍ということですが、町としては全国平均から見たどの程度を標準と考えておられるのかということのご質問でございますけれども、1.8 倍というのはあくまでも人口当たりの全国平均でございますので、実際に必要な施設量というのは、その自治体の面積とか地形とか、あるいは人口規模等に変化するものと思います。単純に現在の 1.8 倍の保有率を全国平均にするためには、約 45% 削減する必要があります。また、45 年後の 2060 年人口ビジョンによると、人口は 5600 人と推定をしておりますので、このまま現在の施設の保有を続けると 45 年後には全国平均の 2.4 倍となります。全国平均とするためには約 60% 程度削減していく必要があろうかと思います。今回、25% の削減目標を立てておりますが、この目標はいろんな意向を踏まえながら最低限度クリアできる目標となります。

町といたしましては、できる限り全国平均に近づけていく必要があるかと考えております。ちなみに公共施設の利用用途別の保有量でいきますと、分かっている範囲でいきますと、学校教育系の施設で、学校が、これはまだ音琴、大楠が入っておりますけれども、町の方が 2.641、全国平均が 1.376

になります。それから庁舎等でいきますと、庁舎が 0.278 になりますけども、全国平均が 0.135 です。非常に少なくございます。半分ぐらいしかありません、全国平均が。なんでこんなになるのかよくわかりません。したがって、2 倍くらいの対比になります。それから消防施設ですね、格納庫とか詰所がございすけれども、これも 0.090 です。全国平均 0.044 ということですので、2.0 倍となります。これはやっぱり町の面積が広いということも加味されるのかなと思っております。それから公営住宅が、1 人当たりが 1.145 でございます。全国平均が 0.726 です、これが 1.6 倍となります。そういうことになっております。分かる範囲はこれで終わります。

次に、2030 年頃に大規模改修、2040 年から 2045 年頃にかけて大規模な建替えの予定がありますが、それぞれ具体的な施設をお尋ねしますということですが、この計画では、大規模改修や建替えについては 10 ページから 13 ページあたりに記載をしておりますけども、この計画書でいう大規模改修や建替えは、日本建築学会ですか、ここの建築物の耐久計画に関する考え方を参考にして、大規模改修は建築年から 30 年、建替えは 60 年という機械的に計算をしておりますので、そういう建築年から洗い出して数値化したものでございます。実際、改修や建て替えるかは個別に判断していくことになりますが、2030 年頃築 30 年を迎える建物は平成 12 年頃の建物が該当しますけども、大きい建物では総合会館あるいは文化ホールですね。それから、2040 年で築 60 年を迎えます建物は昭和 55 年頃の建物で、千綿中学校とか彼杵中学校が大きな建物となります。また、その前後に建築されたむつみ荘や農村婦人の家、農村環境改善センターなど多くの建物が該当いたします。

4 点目の、本年度より 4 年間、市町村役場機能緊急保全事業に対する財政措置がなされましたが、本町としては活用するのかをお尋ねしますとのことでございますけども、本当にこの機会にやらなければ起債措置がなくなるかもわかりません。しかし、それは本当に今、統合を控えておりますので、そういう問題とか財政負担がたくさんございますので、本当にやっていけるかどうか考えなければならないと思っております。もちろん、昭和 34 年に建築されておりますので、築 58 年を経過しております。熊本地震を受けて、平成 29 年度当初予算査定の折には大まかな建設費とか今後の財政見通しとかを検討いたしております。中学校の統合とか財政的に不確定な面や、統合後の学校施設や総合会館への本庁移転なども考えられます。あるいは他の町では統合した小学校に役場が入るという方法もございます。いろんな考え方がございますので、これからも考えていかなければならないと思っております。

特に今、この庁舎は増築でございすので、これは耐震は十分できております。ただし、議場とか総務課とか農林水産課は大丈夫ですけども、こちらの古い方の建物が問題でございす。これだけを残して議会棟みたいにして別途造るかですね、役場をですね。別途どこかに、総合会館あたりに入るという方法もあるかと思ひますけども、そういう知恵を出しながら極力考えていかなければならないと思っております。

それから 5 点目の、町内の公共施設を利用して学童保育が実施をされていすが、これの早急な耐震補強が必要かと思ひますが、町の考え方はとございすけども、今 2 か所あるわけでございす。改善センターと、それからむつみ荘でやっております。改善センターももう 56 年で耐震建物となっておりますけども、むつみ荘は昭和 53 年の耐震前の建物となっております。本年度むつみ荘の耐震診断等も検討してございましたけども、いろんな事情によりまして、まだそこまで保留となっております。財政的なものもあつたと思うんですけども。それから、耐震化の重要性というのは

十分理解しておりますけれども、今後の施設を見据えながら建替えた方が良いのかどうなのか早急に検討してまいりたいと考えております。

それから、2点目の東そのぎ特産うまかもんフェスタでございますけれども、これにつきましては今予算で可決いただきまして、それからまだまだ進んでおりません。ようやくまだプロジェクトチームあたりを作ろうという段階でございます。これは一地域に一特産品以上のコンテストをやりたいと考えております。内容につきましては、後で課長の方から説明させますけれども、昔からあった食べ物とか今はもうなくなってしまった食べ物とか、あるいは現在販売している食べ物とか新たな発想でされたものも含めて、そういう東彼杵町の特産品のいわゆる創出をしようと考えております。そういうことでいろんなおもてなしとか特産品ができますので、それを契機にいろんなまちづくりに生かしていこうと考えておりますので、多くの方の参加を計画をしております。内容につきましては、まだまだできておりませんが、基本的な骨子まではいきませんが、概略を課長の方から説明をさせます。以上でございます。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして、東そのぎ特産うまかもんフェスタの開催内容について回答いたします。一地域一特産品以上のコンテストの詳しい内容と各地域へいつごろ周知されるのかということでございますが、まず実施内容の概要といたしましては、名称でございますが、仮称でございますけれども東彼杵町農林水産加工品コンテストというような格好での整理をいたしております。

実施目的としまして、本町の農林水産加工の振興を図るため町内の優れた農林水産加工品や加工技術の掘り起こし、更には町の特産品になるような農林水産加工品の開発や販売の拡大を促すといったしております。

条件といたしましては、東彼杵町産の農林水産物を使用し自ら加工したもの。また、既に直売所等に販売している加工品等も対象とするといったしております。

出品加工品等の内容でございますけれども、漬物類、餅、おこわ類、パン類、菓子類、ジャム類、調味料類、惣菜類等を想定いたしております。

出品者の資格でございますが、町内に住む個人又はグループや法人。また、町外の者であって町内の直売所等に出品販売をされている者というふうに考えております。

審査方法につきましては、主催者が依頼する専門的な審査員での実施を検討しております。

表彰につきましては、出品者全員に記念品等を贈呈したいと。なお、入賞者等には賞状と副賞を贈呈というように考えております。

実施時期につきましては、東そのぎ特産うまかもんフェスタの一事業として実施をしたいと考えております。その中での審査及び展示等を行うようにいたしております。

出品対策の支援といたしまして、出品者に対し、材料費相当の実費として2万円を上限として助成するように考えております。

このような内容で考えておりますが、詳細につきましては実施要領等でございますけれども、7月上旬までにプロジェクトチームを、外部者の関係者を交えたプロジェクトチームを作りまして、広く関係者等のご意見を聞き、検討を諮り実施要領を作成したいと考えております。その後7月期

の区長会等での説明を行う予定であります。また、地域への周知につきましては、8月からの町広報誌やホームページ等での周知を図り、併せて区長様等を通じて町民の皆さま方への募集を行っていくように考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

答弁が漏れておりましたのでお答えいたします。2点目のうまかもんフェスタの中の歴史公園等を活用して各地域の伝統芸能等を披露したら良いのではないかとのご質問でございますけども、できましたら是非お願いしたいと考えております。今考えておりますのは、浮立とか人形浄瑠璃とかですね、これを並行して、これはうまかもんフェスタだけでなく定期的にそういう伝統芸能を道の駅で、そういう会場でそういうことをやろうと考えておりますので、是非各地域の協力があればやりたいと考えています。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

まずお尋ねします。3月に東彼杵町公共施設等総合管理計画をいただきましたけど、これは全家庭に配布をされたんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、もちろん行政は配っておりますけども、議員さん、それから各地区に、自治会に配っておりますので、各地区にあるかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

それで、まず何部作成をされましたか。

○——△——

ちょっと保留させてください。

○議長（後城一雄君）

保留して。質問を続けてください。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

先ほど施設の保有ですね。検討されているのが10施設と聞いたみたいなんですけど、具体的にどこってというのは全く考えてらっしゃらないということですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだまだですね。できたばかりでございますので、どこをどうするかということで全体的に検討してまいろうかと思っておりますので、まだ決めておりません。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

2 番と関連するんですけど、全国平均から見て 1.8 倍ということですね。これは 1 番の複合化、転用等、統廃合、集約という言葉がありますので、多いと考えているというふうに私は受け取っていますが、それで町長に、全国的に見て例えば 1.5 倍なのか、どのくらいが妥当なのかっていうのは、町長としての考えを聞きたいんですけど。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは一概にいえないと思います。いわゆる町の面積が広いとか、狭いとか、あるいは人口が多いとか、少ないとかでたぶん変わってきます。そこで、どこにあやがあるのか分かりませんが、人口 1 人当たりですから、例えば東彼杵町みたいに 8000 人で 74k m²あるところと、今度は半分しかないところで 8000 人でどうかということになれば全然違います。そこになれば学校でも、役所は変わりませんが、消防団なんかもてきめんに変わってきますね、数が。そんなに接近しては消防団とはいえないでしょうから。分散しておりますので、一概にいえませんね。標準というのは、東彼杵町が一番、あえて言えば標準かもしれませんね。考え方はですね。だから、どれが平均かというのはなかなか一概には言いにくいところがございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

それでいくと、妥当なところがわからないという形で 25%減らすとかですね、例えばですね。先ほど町長は 1 に近づけたいということも出たと思うんですけども、そこら辺がちょっと曖昧かなと。ですので、町長がおっしゃるとおり面積の広さとか人口で。当然、隣の川棚町なんかは東彼杵町の人口の倍近くいますけど、小学校にしてもこの当時ですけど東彼杵町は 6 校ですよ、大楠、音琴がありましたので。それで川棚 4 校ですよ。当然、人口少なくて学校多いということであれば 1 人の、多くなりますよね、面積ですね。それは当たり前なんですけど、それを踏まえてこれは出されてると思うんですよ。1.8 倍という言葉。それで私は改めて、ただこれは出されただけなのか。要するに、私たちに対しては 1.8 倍あるからどうなのかということが当然あって当たり前と思うんですけども、町長は別にただの 1.8 倍なんですよということなのか。その辺を、私たちは今からどうすればいいのかを考える時に、これじゃちょっと分からないなということで聞いてます。再度。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは機械的に、建築学会が定める床面積を人口で割っただけの単純な機械的な数ですので、単純なデータです。要は町民の方と意見交換をして、例えば橋が 3 つあったとします。橋はちょっと例外ですね。公民館が 3 つじゃありませんけど、人口が減ったとしますね、例えば今から減ります

よと。そしたら公民館が近くに3つあると。しかし、維持管理が大変だからそれを1つにしようとなれば、こことここを使わなくて、これを公民館にしようとかっていうことになれば、新しいやつを残すとかで、長寿命化でいわゆる新しいものを残していく。古いものはもう捨てていくというような選択ですね。そこら辺をして、あまりその1.8倍とかにこだわらずに、住民の方が使いやすいような方法で、こっちをやめてこっちを生かそうとかという方法を皆で考えていけば、全く1.8倍とかにこだわらずにやっていけるんじゃないかと思っております。そういうスタンスでいこうかと思っておりますけども。要するに、話し合いの中で削れるもの廃止するもの、あるいは引き継いでいくものを決めていけば良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今町長がおっしゃられたような言葉を聞きたかったものですから、ちょっと質問させていただいております。あくまでも複合化とか転用とかはいいんでしょうけど、統廃合、集約となりますと、各地域に影響がでてきますので、そういうところを十分考えて、この1.8倍にこだわらずにやっていただければと思っております。

それと後、2030年頃の大規模改修ですね、2040年から2045年頃にかけての大規模な建替えとこれに載っているんですけど、10億円以上掛かるような形ですね、毎年。これもたぶんシステム上とか機械上か分かりませんが、たぶん出てるのかなと思います。今から検討されるということなんでしょうけど、個別で、たぶん5年間の内にしなければならないというようなことを聞いたんですけど、それは間違いないですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

ちょっと質問の意味がよく分からなかったんですけども。すみません、もう一度お願いしたいんですけども。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

これを28年度中に作って、その後個別に施設ですね、施設に対するその改修とか改築を5年間でしなければいけないというようなことをたぶん総務省から、ちょっと忘れましたが聞いたんですけど、それで間違いないかどうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

5年間のたぶんしぼりはないというふうに考えております。

それと先ほど留保しておりました冊子ですけれども、100部でございます。概要版も100部、それぞれ100部作っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

それでは4番の役場の改築というんですかね、関係なんですけど、以前、たぶん同僚議員の方が、去年と思いますが、質問をされた時は改修でなくて改築というような形で言われて、10何億円ぐらい掛かるというような話をされたと思いますが、先ほどの話でいきますと中学校の統合等がありますので、そういう施設を生かす考えもあるということみたいなんですけど、はっきりしたことは決まっていないということですかね。町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

検討はいたしました。当初予算でも、予算の中でも検討をいたしております。しかし、予算は全く挙げておりませんけれども、いろんな知恵、方法があります。16億円ぐらいが庁舎は掛かりますので、どうするかってことなんです。これがこの平成32年までだったら起債事業ということで借金をして30%の補助になるんですかね、最終的には。そういう事業が総務省の方で今進められておりますので、この機会にやるものなのかどうなのか。しかし、そこら辺をどうするかということなんです。我々はもう少し32年じゃなくて、それは恒久的な施策にしてくれということで町村会で要望をしようかと考えております。いきなり32年までに終われとなればどうしても駆け込みになりますので、たぶん他の市町村も大分されると思います。そこら辺が、本当にそうしたいのか、何かを利用したいのかですね。その辺を考えていかないといけないと思っております。確かに、造るのはもう16億円で何とかやっていけます。ほとんど起債で借れますので、90%やったかな、9割が。例えば10億円掛かっても9億円は国からお金が借れるもんですから、あと1億円あればいいわけですよ。例えばですね。だからそんなに無理はないと思うんですけれども。

しかし、今考えますと福祉組合のゴミ処理場とか、下水道とか、水道の統合とか、いろんな事業が軒並み、今から借金返済が回ってきます。そして高齢化で税収等も減っていきますので、それから交付税等も減っていきます。そうなれば、なかなか返済が厳しくなるんですけれども。しかし、今体力のあるうちにやった方がいいのか、あるいはもう思い切って総合会館とか、さっき言いました小学校あたりへ。他の熊本の町なんかは、小学校の木造の建物校舎に役場があります。そういうことでもいけないことはないんですが、そういう知恵を出しながらどうすればいいのかと考えていかなければならないと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

ということでいきますと、私の勝手な考えを言いますと、今町長が言われますように、今 90% の起債ができるということで 1 割は当然町からということなんですけども、これが 4 年間で終わった場合は、たぶん 75% ですかね。ですので、4 分の 1 を町でまず準備しなければいけないと思うんですよ。起債ですので当然借金になりますけど、特に役場庁舎とかになると半永久的に使う建物ですので、借金をしても今子どもたちも当然大きくなれば使う建物ですし、今から生まれてくる子どもも当然使う建物です。その子たちに対する借金となると思いますけど、今できるならできるうちにされた方が良いと思いますし、先日、先週ですか、諫早の方でもちょっと地震があつてますので何があるかわかりません。特に役場の庁舎というのは、大事なものであるのか町の財産ですので、一番ですね。それはやって欲しいと思っております。

次、同じく学童保育の関係も似たようなもんなんですけど、これですね、何故今回質問したかといいますと、去年の 6 月質問したんですけど、その時はこれを作っている最中ですので、これが出来上がったら再度ですね、よく分かりますというような答弁をいただいております。去年 6 月に町長と町民課長からですね。ですので今回したんですが、前回の時の答弁は、小学校の教室が空いているのでそちらに移ったらどうかというような答弁ですね。確かもらった記憶があるんですよ。千綿小学校さんはたぶん教室は空いてるのかなとちょっと思ってるんですけど、彼杵小学校の場合はたぶん空いてないと思うんですけど、町長的には去年の答弁と新しい答弁でいいですけど、例えば彼杵小学校とかに、千綿小学校に移る時に千綿小は空いています。彼杵小は空いてませんでした時に、何年後にそれができるのかっていうのは、分かりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今の時点ではまだ分かりません。人口減少が極端にですね、子どもたちの数が減っていけば何とか分かるわけですが、今のところそんなに極端に減ってませんので、動くことはできません。ただ、例えば学童保育ですから何人今、50 人ぐらい彼杵の方はいるかと思うんですけども、場所を変えてでもですね、どこか危険ならば移動してもいいと思います、学童保育は。改善センターあたりは今耐震が終わってやっていますけども、そういう施設が今彼杵地区はございませんので、そういうところの施設に何か利用できれば一番良いんですけどね。考えていかなければならないと思っております。学童だけに建物を作るというのはとても無理ですので、それはもうそういうことはできません。あるいは学童を分散して、もっと狭いところに分散して 2 か所でするとかっていう方法とかいろんな考え方をしなければ、何でもかんでもやったら大きな負債になりますので、慎重にそこはいきたいと思っております。確かに、いちばん子どもが宝でございます。大事に子どもたちを育てていかなければならないのは事実でございますので、いろんな知恵を出しながら検討してまいります。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

建て替えとかは、私もなかなか簡単にできないと思いますので、耐震補強ができないかというこ

とで最初質問をまずしてるんですけど。それで耐震がなかなかできないというようなことも先ほど町長の方から言われましたので、建て替えまではしなくて結構なんですけど、その耐震をした場合の財政的にどのくらい掛かるかとか、そういうのは分かるんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変申し訳ございませんけども、古い建物、例えば役場の旧庁舎、ここは新庁舎と言いますが、旧庁舎の方は調査すらしていません。最初から諦めて、もう無理だろうという耐震にならないような、劣化してるんじゃないだろうかという話があります。そうなりますと、むつみ荘という今子どもたちがしている学童のところもかなり古くございますので、なかなか耐震ができないかなと思っております。したがって、耐震ができるかできないかこれもやっぱり見極めをしながら長寿命化を図っていかねばなりませんので、耐震あたりのやっぱり確認をまずすべきじゃないかなと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

耐震ができないのであればですよ、子どもはやっぱり大事というのがありますし、先ほども言いましたけど、いつ地震があるかちょっと分かりませんので、防災訓練と言いますかね避難訓練とかやってると思いますけど、たぶん何と言いますか地震があった時のですね、もし建物が崩れたりとか全部崩れたらちょっとあれでしょうけども、時のそういう訓練とかはされてるんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その訓練は全くいたしておりません。例えば、学童に限っての話ではないんですよ。

○——△——

——△——△——

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

火災訓練については、毎年 1 回やっています。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

火災訓練等はされていると思うんですが、さっきも言いましたが耐震になっておりませんので、もしあった時にたぶん子どもたちは全くパニックで動けないと思うんですけど、指導者の方は、支援者と言うんですかね、指導者と言うんですかね、その方たちも多分難しいと思うんですよ。ただ、預かってるからにはその方たちには責任が出てくると思いますので、そういう訓練はされた方が良く思うんですけどそれはどうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ちょうど今、弾道ミサイルあたりの話の訓練なども出ておりますので、そんなのも併せながらできるところから訓練をしてまいろうと思います。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

先ほどこの部数を聞いたですね、100 部ということで。これは町長ですよ、作成するのにいくら予算を使われたか覚えてらっしゃいますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

ちょっとお待ちください。事業費でございますけれども、2095 万 2000 円掛かっております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

27 年度、28 年度合わせて 2000 万円掛かってるんですけど、それだけ掛けてらっしゃいますのでいろんなことを質問をしたかったんですけど、町長いわく、機械といいますかデータといいますかそういうもんに入れただけで詳しい内容がちょっと分からないと。ですので、ちょっと 2000 万円は高いのか安いのかどうか分かりませんが、もう少し良い答えが貰えればと思ってましたので、ちょっと確認をさせてもらいました。

次に東そのぎ特産うまかもんフェスタの中で今聞きますが、まず、ですねこれが一地域一特産品以上となってるんですけど、先ほど課長の説明によりますとグループとか個人というお話がでてたんですけど、私の中で各自治会の中から一品ずつ出すのかなと思ってましたので、そこの辺もう少し詳しく教えてもらってよろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは自治会も対象にもちろんなるわけですけども、もっと広く、例えば商店でも今開発したスイーツ、お菓子あたりがありますので、それも含めて町の活性化に繋がるようなのを出品してもらおうということで、自治会プラス例えばグループの方とかあるいは商工会の方とか商業者の方とかいろんな形で、町内に住む人に限定せずに、とにかく誰でも、町内にいらっしゃる方にはですね、特にそういう方に法人でもグループでも個人でも、あるいは自治会でも募集を募ろうかなと思って

おります。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

7 月までにプロジェクトチームを作って、広く関係者の方に周知するというのと、後、区長会ですかね。たぶん区長会の方で周知をされるということですので、なるべく例えばですね、今ある部分を出す分にはいいでしょうけど、新しく特産品として地域とか個人とかグループとかで作る場合ですね、半年を切ってますので、もう早めに、せっかくされるのであれば早めに周知の方をお願いしたいと思います。

それと後、次の伝統芸能等を披露したらどうでしょうかということでお尋ねしたところ、今、町長の方からは是非やってくださいというような答弁だったですけども、私としては町の方でやってもらえないかということで質問をしてるんですけど、町の方でやるつもりっていうか、やるような考えはないんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町でやるのはですね、人形浄瑠璃は今町でやるわけではございませんけども、サポーターですかね、愛好会と言いますかね、そういうのができておりますので、そこら辺で行ってもらいます。町は出来ません。こういうイベントはですね。だから案内をして、そこでやってもらうっていう案内はしなければいけないですけども、やってもらうのは地元です。我々がそうなればお金をまた払わないといけませんから。その辺はお金を払わなくても、やっぱり地域の方が定期的にそういうイベントで披露してもらえば一番良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

町で出来ませんってちょっと答弁あったんですけど、この道の駅の、先ほどいただいた分の中の、文化伝統芸能の発信拠点ということで書かれてまして、道の駅「彼杵の荘」隣接地にイベント広場を整備し、伝統芸能の浮立と人形浄瑠璃を、これは確かに2つ確定させてありますけど、披露する場を設け、町内外に広くその価値と素晴らしさを伝えますということで書いてあるんですね。これは町がされるんじゃないんでしょうか。それとも彼杵の荘さんがされるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

彼杵の荘は関係ありません。それは町がイベントをしますけども、やるのは地域の方でございませう。そういうこう場所の提供とか、開催をしますよやってくれませんかという案内はしますけども、やってもらうのはそういうグループとか団体でございませう。それをあえて町でやるっていうことはしません。そうしないと長続きしません。今までの旧態前のやり方のままでは駄目ですので、やっぱり変えていかなければなりませんので、そういう方向でいこうと考えております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

町はやりませんよということですけど、これに書いてあることとですよ。広く、広くですよ、町内外に広くその価値と素晴らしさを伝えますということとですね。これは一般会計の予算概要なんですけど、33 ページの東そのぎ特産うまかもんフェスタの中にも、本町の産品や魅力等を広く町内外に情報発信し、地域産業の振興と活性化及び地域コミュニティの活性化を図りますというのが入ってるんですよ。ほとんど一緒のことを書いてあるんですね。せっかかうまかもんフェスタをするのにテレビコマーシャルとかで何百万円とか掛けてたぶんされてると思うんですよ。そういう時に一緒に、まずは町の方からお願いして、出ていただけませんか。後は違うかもしれませんが、そういうことができないんでしょうかということでお尋ねをさせてもらってますので、再度、最初だけでも町の方でまずはやって、今年は無理としても来年以降もやられる考えがないのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

うまかもんフェスタというのはですね、町が今は、ふるさとふれあいまつりも一緒ですけども、全部町が音頭をとって、やや実行委員会形式になってますけども、本来は実行委員会形式でやって欲しいと思います。町の方はもう後方支援みたいな感じでやってもらって、地域でやってもらうのが一番良いんですけども、なかなかいきませんので、当然、実行委員会の中に職員あたりも入りながら、そういううまかもんフェスタを盛り上げていくと。それにそういう人形浄瑠璃だったり何だったりは教育委員会とかからも協力をしながら呼んでやってもらおうと。それはしますよ。全くしないじゃないですよ。知りませんよじゃなくて、一緒にやっていこうということは間違いないわけですから。その芸能自体はしませんということですね。行政ではできません。だから人形浄瑠璃保存会とか何とかに呼んでお願いをすると。その支援は町の方でもしますよ。一緒にやりましょうと、そういうことです。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

されるというか、考えはあるということですね。ちなみになんですけど、今貰いましたので私もよく分からないんですけど、この道の駅の中のイベント広場ですね。イベント広場というのは、地図があるんですけど、書いてないんですけど、何処を考えてらっしゃるのかなと思ひまして。イベント広場でたぶん今言われた坂本浮立とかされるのかなと思ってるんですけど、この地図の中の何処か、もし分かれば教えていただきたいんですけど。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほども質問があってました、いわゆる重点道の駅に指定をされましたですね。そうしますとそ

こちらで具体的に国土交通省の、道路を国土交通省が言っているのは、今の進入口がございます。これをやめて、もう少し役場側にするような計画が今されています。図面が出ておりますけども、そう変わってきますとどうするかってまだ決められません。ですから、今やっている昨年行いましたうまかもんフェスタの会場みたいな、ああいう感じになります。駐車場がイベント広場です。ここは、東彼杵町は何か建ててしまえば何もできませんので。お客さんが、通常はそこに停まっていたくような駐車場をいっぱい確保しないと道の駅は成り立ちませんので、残します。

したがって、さっき言いました屋台村を作りたいというのは、東町の町道付近に、いわゆる端の方にそういうのを作ろうと。真ん中がイベント広場です。そういうふうになれば常に駐車場は停められます。お客さんもいっぱい来ます。イベントの時は、真ん中付近になんか作って、回りに停めてもらうか、駐車場は逆に総合会館にするとかって方法もできます。そんなのでまだまだ絵に書いた餅ですので、どこをイベント広場じゃなくて臨機応変に、例えばひさご塚の今ありますところの芝生広場あたりにしてもいいし、臨機応変にいけば良いかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

それでいきますと、再度確認ですけどあくまでも、これでいきますと青である駐車場のところにイベント広場を、31 年ですかね平成 31 年までには、まだ用地の交渉があると思いますけど、用地交渉ができればこちらに作って、そこでそういうことをやりたいということですね。考えてらっしゃるということでいいですかね。分かりました。私の質問はこれで終わります。

○議長（後城一雄君）

これで 6 番議員、立山裕次君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。3 時 10 分から行います。

暫時休憩（午後 3 時 1 分）

再 開（午後 3 時 9 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に 3 番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それでは先に通告いたしておりました 3 点について質問をいたします。始めに、県内就職による定住促進等についてであります。就職氷河期の時は求人倍率が低く、やむを得ず都会での仕事場を求めざるを得ませんでした。現在では求人倍率も向上し、地方でも学生の就職が十分可能になりました。長崎県も優秀な人材に県内にとどまってもらい、経済の好循環をつくるとして県内就職促進に力を入れるとして地方創生プロジェクトの予算が増額されました。

近年では、年間約 5,000 人が就職や進学を機に県外に流出しています。過去 5 年間の町内出身者の町外への就職者数と進学者数及び卒業生に対する今後の対策について伺います。また、県から地域の実態に即した少子化克服戦略が求められていますが、策定状況についてお尋ねをいたします。

次に、地方交付税の動向についてであります。平成 29 年度は 1 億円の減額で予算編成がされていきますが、歳入の約 40%を占めている現状では、この算定見直しの改革によっては、厳しい状況になると予想されます。今後は、歳出削減で成果をあげた自治体に交付税を手厚く配分する仕組みにはならないのか。逆に、取り組みが不十分な自治体では交付税が減額されることはないのか伺います。また、財政調整基金残高との関連はあり得ないのか併せてお尋ねをいたします。

次に第 3 点であります。夏休み分散についてであります。政府は学校教育法施行令を改正し、夏と冬、学年末などの休暇以外に分散化させ、新たな長期休暇を確保する方向で検討されており、来年 4 月から本格的に導入する方針といわれています。どこに移すかは自治体ごとに判断することになっており、保護者の有給休暇の取得とも関連してくると思いますが、休日数そのものは増やさず、カリキュラムには影響させないように配慮するとなっています。今まで定着してきた長期休暇を分散させるメリットはどこにあるのか、長期にわたる自由研究などに影響は無いのか伺います。また、分散化させることに決定した場合の保護者への周知の時期についてお尋ねをいたします。以上、3 点について登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問にお答えいたします。まず 1 点目の県内就職による定住促進でございます。過去 5 年間の町内出身者の町外へ、今後の対策ですけれども、就職者数と進学者数等でございますけれども、詳細にはなかなか分かりにくいところがございます。町内の中学校を卒業して本年 3 月までに高校を卒業したと思われる方の数値というのは、5 か年間で 451 名いらっしゃいます。現在の住民記録の数値では、同じ基準で該当される年代の方々が合計 305 名いらっしゃいますが、これは転入者も含んでおりますので、完璧な数値ではございません。よって、少なくとも 451 人から 305 人を引きました 146 人以上は就職、進学の原因等によって町外に転出しているものと思われます。割合としては 32.4%になります。

過去 5 年間の年齢別で見ますと、平成 29 年度で満年齢で見ますと、例えば 23 歳の方が、卒業された方が 102 名いらっしゃいます。町内にいらっしゃる方が 59 名ですね。これは 42.2%減っております。次に今 22 歳の方、これは 98 名いらっしゃいまして、町内に 72 名いらっしゃいます。ということは 26.5%しか減っておりません。それから 21 歳の方は 94 名いらっしゃいまして、その内町内にいらっしゃる方が 56 名でございますので、40.4%の減です。次に 20 歳の方、これは 79 名いらっしゃいます。そしてそのうち 63 名が町内にいらっしゃいますので、20.3%減ったことになります。それと 19 歳の方は 78 名いらっしゃいまして、55 名いらっしゃいますので 29.5%。そうしますと 5 か年間でいきますと、451 名に対しまして 305 人、先ほど言いました 32.4%になります。

何をいえるかといいますと、県平均とか全国平均みたいに町外に出て行く人は少ないということです、若い人が。町内に留まっているということが、最近 5 年間であるんじゃないかと思っております。特に多いのは、当然、大学を卒業して出て行くという方がいらっしゃいますので、これから年齢を重ねていかれるのかなと、大学を卒業してそのまま町外に行かれる方もいらっしゃるかも分かりません。しかしこれは現在、国勢調査を調べましたところ、その数と住民基本台帳の数がほぼ

一致をしておりますので、大学生であってももう既に町外に籍をおいておられますので、実数はやっぱり減ってないのかなと思っております。

それから、2点目の卒業生に対する今後の対策でございますけども、これは今県のホームページあたりでもしておりますけども、合同の企業説明会とか、あるいは県内企業見学会とか、そういう情報提供で、広報紙の掲載等で家族への周知をされております。これは県の方ですね。それから、長崎県が実施する長崎県内就職応援サイトNナビというのがございます。それも登録促進ですけども、Nナビを見たら卒業に対するいろんなアドバイス等が分かるような仕掛けになっております。それから、若者定着促進事業連携会議での情報共有ということでもあります。これは平成28年度に、県北管内の若者定着を促進組織として8月に発足いたしております。県北管内の若者定着に向けまして、危機意識の共有と意識改革、それから産学官の役割分担の明確化と連携を図る組織でございます。そういう情報の共有で連携体が行われております。

それから3点目です。今後の対策ですけども、今後といいますか、やっぱり中学生以下に対策をすべきじゃないかと考えております。したがって、町内の企業を子どもたちに分かりやすく説明した、子供向けの町内の企業紹介のパンフレット作成あたりをしたらどうかと考えております。将来町内に留まってもらうよう取り組みを実施したいと考えております。特にウラノという会社がございますけども、これが非常に世界のウラノと言われるくらいに日本一の技術をたくさん持っておられますので、こういう企業にやっぱり入ってもらって、2025年は九州の拠点と考えておられます。素晴らしい会社でございますので、子どもたちもやっぱりそういうところに就職していただければ一番良いかなと考えております。

それから、地方交付税の動向でございます。歳出削減で成果を挙げた自治体へ手厚く配分する仕組みにならないかということでございますけども、これは若干名称が違いますけども、これは2015年の末くらいに高市総務大臣がトップランナー方式という言葉を使っております。それで地方財政改革の一環として導入をされております。これは例えば民間委託とか、自治体が民間委託とかIT化を進めまして、歳出の効率化を図った自治体。ここのですね、地方交付税を貰います。その時の基準にするということです。需要額にするということでございますので、これは要するに交付税を下げるという言い方です。

今まで1000円でできていたものが、ある自治体が900円でできるようになったと。そしたら、そのやる基準を900円に下げるというやり方がトップランナー方式です。非常に交付税を切ろうという方式でありますので、大変厳しいかなと思っております。

その時、高市総務大臣も、これは人口の少ない自治体に配慮するという方針であるという財務省の話だったんですけども、結果的にはやっぱり、高市総務大臣がやってみないとわからんやろうということを言われまして、本当にやってみたらですね、東彼杵町みたいなところ、例えばもうスタート時点から職員が少ない、給料は低く抑えているという町、それで合併もしなかったという町はもうすでに努力をしてるんですよ。そういうところに反映されないんです。

合併をして、職員が余ってますので、どんどん減らしていけばポイントにして、それでお金をたくさんやりましょうというやり方です。東彼杵町はもう既にそういう合理化を図っております。例えば給与あたりも全国一低い。あるいは職員数も全国一低いという時代がありました。今は若干ベストテンぐらいに落ちておりますけども、非常に素晴らしい先輩達の、町の運営がなされておしま

して、そういうことになっております。そういうところには交付税をやらずに、それ以外の合併をしたところあたりで努力したところにやります。あるいは幼稚園、保育園。全部公営であったわけですが、他の市町村は。それを民間にしてしまったということで、頑張ったということでお金をたくさんやられます。東彼杵町は最初から民間で保育園をやってもらっております。だから、どうすることもできません。だから、努力をしないという言い方。そういう言い方です。だから、考え方を若干やっぱり変えてもらわないといかんなということで考えております。

それと後、地方交付税の原資であります、何といいますかね、国の税収ですね。これはリーマンショックというのが 2008 年頃あったわけですが、これから徐々にずっと税収は上がっていきましました。27 年度ぐらいまで上がっていきましましたけども、28 年度でがくっと落ちました。落ちてきております。非常に大変厳しいことでございます。それと併せましてこの交付税というのは、交付税及び譲与税配分金特別会計ということで、役場の一般会計とは別のように特別会計がございます。そして国民には見えません。

そこで本来ならば借金をずっと地方は返し、地方財政計画といってちょっと難しくなりますけども、資財計画がありまして、そこでずっと借金を返すような仕組みになっております。それをやめて、例えば 30 年後に支払うように今替えております、国は。これは見えません。これは本当に厳しいことで、今から交付税原資が減ることになります。地方は助かるようになりますけども、本当に真剣に頑張っている町は大変厳しくなると思います。

そういうことで、地方交付税の動向はその他にもあるかと思っています。逆に、今質問がありましたのは、歳出削減を挙げた自治体に手厚く配分する仕組みにはならないかということでございますので、成果を挙げた自治体に手厚く配分をすることになっておりますけども、逆に東彼杵町みたいなところは、そういう手厚くできない仕組みになっております。したがって、他の市町村よりも少ない交付税になっております。逆に取り組みが不十分な自治体の減額でございますから、逆に東彼杵町は不十分という取り組みになります。やりようもないわけですから。そういうことでポイントが下がりまして、例えばどういうことがポイントになるかといいますと、職員を減少させればポイントになります。それから、庁舎の管理を民間委託にすればなります。もう本町は既に職員も少なくございます。そしてまた、管理も全部民間委託しております。そうすればポイントがなかなかないんです。そういうことでございます。

それから、財政調整基金残額との関連はあり得ないのかとありますけども、これはたぶん議員も新聞等を見て気付いておられると思います。これは、今基金残高が東彼杵町は全部で、これは財政調整基金とかだけに限ればいいんですけども、非常に今国が言っているのは、例えば今現在が、全部で基金そのものは 25 億円ぐらいございます。東彼杵町はですね。そのうち一般会計で持っているのが 19 億円ぐらいございます。25 億円の中で国保とか簡易水道とか介護給付の準備金とかありますけども、これはどうしても特定目的でがんじがらめですので使うことはできません。問題は、19 億円が高すぎるということで言われています。これは 1.5 倍を超えるんじゃないかという指摘がっておりますけども、今現在のところ 1.44 倍くらいになっております。ぎりぎりのところでは。

これも決算の時に結構シビアに詰められまして、あんまり残すな、残すなと言われます。担当はきれいに、言われるがままに抑えながら財政調整基金の調整をいたしております。そうしないといざという時に困りますので、その辺もございます。そして、一番使われる約 5 億円ぐらいの財政調

整基金がございますけども、ここだけを見てももらわないとですね。他のやつは、例えばオフトークが 1 億 8000 万円ございますけども、これは光ファイバーを整備するための基金です。だからすぐ使うわけです。それから、下水道も借金を返済しなければなりません。2 億 5000 万円ございます。それから、教育文化も 1 億 9000 万円ほどありますけども、統合中学校を作るとなればこのお金が要ります。したがって、本当に今余っている金というのは財政調整基金だけでございます。

ここでやっぱり調整をしていただきたいというのが、我々が財調との関連でペナルティをやるようなお話をしております。これは、特に民間の委員さんが指摘をされておりまして、これは全国の市町村の 3 割が、507 団体が 100%以上になったということでございます。100%以上、東彼杵町も 1.44 ですので、100%以上に入っております。ただし、このうち 76 団体が 200%以上ですので 2 倍となっております。そうしますと今財務省は、財政力の低い市町村が高い割合で基金を積んでいると指摘をいたしております。ですから、東彼杵町も財政力は低くございすけども、2 倍まではいっておりませんので、そこまでは影響はないかと思っておりますけども、今から引き締めは、当然さっき言いましたトップランナー方式等でやってこられますので、減ることはあっても増えることはなかなか厳しいのかなと思っております。

したがって、そういう一生懸命頑張っている市町村、元々は何もできないところ、既にやっていると、今からやれるところの、その見極めを国には強くやっぱり求めて交付税の削減にならないように努力したいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

岡田議員のご質問にお答えをしたいと思います。夏休み分散についてということで、今まで定着してきた長期休暇を分散させるメリットは何処にあるのかと。あるいは長期にわたる自由研究などに影響は無いかというふうなことでございますが、これは政府の方が来年度から、できればですけど、学校の夏休みなどの一部を別の時期にずらして大型連休とする、俗にキッズウィークというふうな言い方がされますけども、その導入を検討しているということで、5 月 20 日から 25 日ぐらいの間に官公庁とか、あるいは内閣総理大臣などの談話の中でちょっと発表されたというふうなことでございます。つまりどういうことかと言いますと、今まで私ども、大型連休とか、あるいは夏休みなどにはあちこちに休みを取って出かけたりなんかする。特にお盆の時期、年末年始などですけども、電車や飛行機などの切符が大変取りにくい。あるいは混雑でへとへとである。値段も高いというふうなことで、休暇が分散されたらこういう苦勞から開放されて旅行する人が増えるのではないかというふうな前提に基づいております。

長期休暇を分散させるメリットとしては、先ほど申しました休暇が分散されれば、観光地や交通等の混雑が緩和され、旅行に行きやすくなると。宿泊などの値段も安くなると。あるいは経済の活性化に繋がると。官公庁の試算では、休暇分散化構想を実現させることによって、国民の旅行消費額が 1 兆円増加するんじゃないかというふうな試算結果を公表いたしております。また、子どもたちが家族と一緒に休日を過ごしたり、地域の行事に参加したりすることにより、家族や地域との絆が深まって、豊かな心や人間性を育むことができるというふうに言われております。

もっと具体的に申しますと、例えば 8 月の今 31 日までが子どもたち夏休みでありますけど、そ

の最後の土日を除く 5 日間をとって、例えば 8 月 25 日までを夏休みとする。後の 5 日間は 11 月ぐらいに、あるいは 10 月ぐらいに秋休みという形でもっていくと。その後の土日と前の土日をくっつけて 9 日間の長期休暇を取らせるというふうなやり方であります。そういうことにすることによって、あちこち出かける機会が増えていくのではないかとというふうなことがメリットというふうな言い方をされております。

長期にわたる自由研究などに影響はないのかとお尋ねですがけれども、夏休みなどがちょっと 4、5 日短くなったりいたしますけれども、子どもたちはその期間内で臨機応変に取り組んでいくのではないかとというふうに思われております。

分散されることに決定された時の保護者への周知の時期についてでございますが、政府は平成 30 年度からの実施を考えているようですが、新たに国民の祝日を設けるわけではなくて、実効性を高めるために、子どもの休日に併せて保護者が休暇を取らなければならないというふうな大前提がございます。企業側の協力を得て、保護者の休暇を取りやすくするようなことが課題かと思われているわけですが、分散させることに決定した場合への保護者への周知時期については、学校の年間行事予定とか、あるいは保護者の休暇との都合もありますので、できれば年度当初にきちんとした形で、ここは学校は休みですよというふうな形を提示するのが一番ふさわしいのではないかとというふうに思われるところでございます。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問に漏れがありました。1 点目の、またというところですが、県から地域の実態に即した少子化克服戦略が求められていますが、策定状況についてお尋ねしますでございます。これにつきましては、今そういう県からの調査あたりがまいっております、5 月末ぐらいで調査の分析方法が確定をされました。そして 6 月、7 月にかけて、市、町の子育て支援団体との意見交換会、もちろん市や町を入れまして、団体との意見交換会が 7 月末まで行われます。それで並行してその現地調査あたりを行いまして、もちろん、これは結婚率とか有配偶者率とか離婚率とか合計特殊出生率とかデータを基に、各市町でそういうデータを抽出をしなければなりません。それが、中間報告が 9 月になります。その後、9 月の中下旬ぐらいから少子化克服戦略策定が 2 月まで行われます。そういう手はずになっております。したがって現在、まだ意見交換会の時期ということとなっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

まず最初に県内就職の件なんです、定住促進の件なんですけれども、大体若い人に前回からアンケートを町でも取られていると思うんですが、東彼杵町は買い物をするところがない。病院がない、娯楽がないなどの回答がよくでてまいります。しかし、例えば都会でも中心部以外は、買い物も病院への通院なども厳しいところは多々あると思うんですよね。佐世保も長崎も都市名を挙げて申しわけないんですが。しかし、東彼杵町は車、交通が非常に便利で、どこでもすぐ行ける態勢であります。それに、居住は安価で広いスペースも確保できます。また、高速道路や新幹線を利用し

たライフスタイルなどを、まずは町内出身の高校生、それから大学生にこういう情報提供をしていく考えがあられないかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはやっぱり町内の企業ですか、その辺も含めまして、もっと若い人に情報提供をしなければなりません。しかし、これはどちらかといいますと家庭の話になります。いくら話しても、大学を出て、あるいは高校を出てどこかに就職をするというのは世の務めでございますので、そこを町内に留めるというのは至難の業でございます。それはやっぱり話し合いをされるしかありません。私自身も子どもは全部出ておりますので資格はございませんけども、非常に定住促進というのは苦慮しております。

しかし町外からこられる方は、若い方も含めながら非常に素晴らしい町だということで、今年間30名以上ぐらいが定住で来ておられます。そういう方で魅力発信をされておりますので、是非若い方もそこら辺の東彼杵町の良さというのをもう一回、誇りを持ってもらいたいなと思っております。幸いにして流出率が20%の時がありますので、こういう若い方が残ってやってもらうというのは非常にありがたいことでございます。引き続きそういう機会がなんかありましたら、是非情報発信はしていこうと思っております。幸いに、光が8月までにはできますので、若い方にインターネットでも何でもそこら辺は発信できますので、そういう若者に特定したコーナーあたりを作りながら、それで発信するしかないかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

と申しますのはですよ、もう町内の働き場所は限定されておりますので、例えば長崎、佐世保、佐賀、ゆくゆくは新幹線ができれば福岡ぐらいまでは東彼杵町からも通勤できる。東京都なんかもそうですよね、栃木、宇都宮とか新幹線通勤されております。会社がそういう補助を出してますけどね。そういう考えで今後、だから一度東彼杵町内出身の方が外に出て、高校、大学を出ていかれても、次、このアンケートを例えば都会で採った時にでも農村漁村に移住したい意向は都市部に暮らす人の約30%が関心を示していると言われてるんですね。

だから、そういう一度出てIターンの方はもうお試しも何もしなくてもこの田舎と言いますか東彼杵町は分かってるんです。育ったふるさとでありますから。だからそういう人たちを呼び込む方法、施策がまず第一だと思うんですよ。何処も人口は、町長がおっしゃるように沈むんですから。東彼杵町だけ突出して増えるというわけにはいきません。だからお試し住宅をしながら、他所のUターンの方もそう。しかし特にIターン、この町を知っている人たちをここにいかにして呼び込むか。そういう施策をどうしても私は、例えば通勤費なんかも考えていただいてですよ、ここに住んでいただければここに税金も入ってくるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いろんなそういう方法があろうかと思えますけども、検討はしたいと思っております。要は集落点検と言いますが、今やっている祭りを存続させること。これが一番だと思います。そうしますと、祭りを存続すれば何の祭りでも良いと思います。皆集まって、とにかく来ることなんです。来なければ駄目です。祭りに集まってきて、そこで回りの人たちからそこのお家はもう高齢化しとらすけん帰ってこんねとか、そういう言葉を掛けやすいです。そういう取り組みをしていかないとですね、本当に真剣に今から考えないと潰れます。何か行動をしなければなりません。もう綺麗事だけはいかんとですけども。だからその辺の取り組みをやっぱりすべきかなと思っております。基本、祭りをやろうかと思っております。それから、祭りでのそういう取り組みですね、そういう助成も考えております。

もちろん通勤の補助もしたいんですけども、町内の子どもが大村に住んでいるというのが、非常にこれが問題でございます。これもやっぱり家庭の事情もいろいろあるんでしょうけども、何で住んでもらえないかということなんです。そうしますと、やっぱりさっき言いました娯楽施設とか店がないということで大村等に住むんでしょうけども、それはもうやむを得んかなと思ってます。だから、それを含めたところが人口という考えでいつも言っておりますけども、そういう取り組みをもう少し強化していくしかないかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それでは、次に少子化克服戦略の件なんですけれども、1 点だけお尋ねをいたします。各地域の強みと課題を見える化するとありますが、具体的にどういうものを町として想定されているのか、少子化戦略の中でですね。各地域の強みと課題。これを見える化するというのがあるんですよ、その戦略の中で。これはどういうものを想定されているのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはまだまだ今から検討をされるものでございますけれども、想定されますのは、今、県でも考えておりますのは、アクションプランを立てるとか、あるいはアクションプランですね。そういう今からやろうという全体の話がありますので、これはもういろんな条件を総合的に判断をして、そして、いかにしてそういう少子化を克服するかということでございます。行き着くところは、合計特殊出生率でございます。だから、それをどうさせるかということでございますけども、なかなか国は婚活とかはやめろということで補助金は軒並みカットです。そして、若干出生率が上がってきましたけども、これをどうするかということが一番難しい問題です。産む年齢の人、女性の方がいません。東彼杵町は特にいません。だから、もう減るのはどんどん分かっているわけですけども、ここをどうするかでございます。ですから、そこは知恵の出しようがございません。もう来ていただくしかありません。それはだれの責任かでもないし、当然そういう時代背景がなってますので、本当に厳しい時代になるかなと思っております。極力移住者あたりを来てもらって、若い方の移住者を探すことが一番先決かなと思っております。非常に難しい問題でございますので、対策は何をするのかというのは、今から知恵を出していくことになろうかと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

次に、地方交付税の動向についてお尋ねをいたします。先ほど町長がおっしゃったのは民間の、たぶん政府の経済財政諮問会議で基金が槍玉に挙げたというのがそこだと思うんですが、しかし基金、一般財調は、災害の発生などの急な支出に対応するために、町としてはたぶん基金とか持っていると思うんですね。だから私はそういうのを、今度町村会とかを利用し総務省とかに声を上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今度、7 月の 5 日の日に、それぞれ総務省とか国交省とか参ります。その中に要望を上げようかと考えております。それと県知事との要望もありますので、やっぱりそこら辺の基金の捉え方というのが非常におかしいんですよ。だから私は、他の市町村長と違って東彼杵町は前から節減してますと、削りようがありませんと、そういうところはやっぱり見て欲しいというのは訴えるべきかと思っております。これは他の町長あたりも、是非これは重点事項で捉えていこうとしておりますので、決してこれはやっぱり財務省の言いなりにならないように総務省と一体となって取り組んでまいります。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

もう 1 点、お尋ねをいたします。基準財政需要額に対する基金残高の比率というのが、今うちは何のくらいになってるのかお分かりになりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

基準財政需要額に対する比率がどのくらいの位置にあるかというのは、東彼杵町は需要額に対しまして基金が 0.75 でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そしたら、国が基金に対するその実態調査などを実施をされているんですか、町に。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは決算統計が、決算データが国にありますので、もう町に求めなくても、いわゆるビッグデータの的なものですぐ一瞬に国は分かりますので、調整してくるかと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それでは今度そういうのを含めて、各自治体によって交付税の必要額が正確に判断できる制度が、今後私は必要になってくると思うんですが、町長はどうお考えられますか。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

単位費用ということで、いわゆる単価ですね。人口に対していくらということで、人口が 8000 人に対して 100 円とか 9000 人は 90 円とかってずっと段階的に費用が変わってきますけども、その辺をさわるのは財務省は得意中の得意で、例えば、過疎の市町村になれば 100%建物でも何でもお金は借りれるわけですけども、東彼杵町は過疎じゃないわけですね。何年経っても過疎になりません。というのは、しっかり総務省がデータを握っておりまして、シビアに計算をしているわけですよ。だから 0.01 とか上げたら何兆か増えるということで、国の金もたないということでたぶん計算してます。口には出されませんが、東彼杵町は全国で 40 団体と一緒にあって、何で過疎にならないのかってことでしておりますけども、東彼杵町がやっとな昭和 35 年と今と比べて非常に下がったということが分かってきたら、例えば平成 5 年からしますよとかと全部逃げられておりますので、なかなか該当しません。

そういうことで少しずつはですね、40 団体ぐらいあったのが 2 つ 3 つ年間ずっと過疎になっておりますので、そういう中身を騙されないようしっかり捉えていきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

次に教育長にお尋ねをいたします。このキッズウィーク、夏休み分散について、もしそういう制度が、例えば、県からの指示とかがあった場合、コミュニティスクール、今実施をされて活動をされていますね。その中で意見聴取というか、皆さん方の意見を聞く機会を設けられる考えはあられるんですか。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

このキッズウィークにつきましては、そういうマスコミ等での報道はあったんですけども、国や県から実際にこういうのを来年から実施しますよという通知などは一切あっておりません。だから、県の方も私たちの方も、これに関しては全く触れていないというふうな状況でございます。だからどうなるのかちょっと分からないような状況なんですけれども、今から、例えば来年度は無理としても平成 31 年度から思想的にやってみましょうかということになりました場合には、各学校に今学校運営協議会という、それぞれのいろいろな諸団体の代表の方に集まっていただいて 14、5 名ですけども、学校の課題とか、あるいは方針などについて意見を交わす機関を設けております。その学校運営協議会を持ってる学校をコミュニティスクールと言うんですけども、そのコミュニテ

ィスクールの学校運営協議会の中で、もし本校において夏休みを 1 週間ほど短くして秋休みとか、あるいは 11 月頃に休みをもっていくというふうなことにしたらどうでしょうかという意見交換は十分できるかと思っております。

ただこれは、キッズウィークについては各学校ごとに休みを決めて実施するというのはちょっといろいろ不便なところがあるなど。A 校は 8 月 31 日は休みだけれども、B 校は学校へ出ているとか。あるいはさあ休みだからみんなで家族と一緒に従兄弟のところに行こうかと、従兄弟は学校に行っているとか、そういうことが起こりうるわけですね。だからそうなりますと、今この先導的な思考をやっているところがドイツであります。ドイツが 16 州あるんですけども、16 州の中を 6 つぐらいに分けて、例えば九州とか本州とか四国とかに分けて、そして九州では 8 月の最後の 1 週間は 11 月に取りますよとか。あるいは本州の方では雪国があるので、2 月頃に休みを取りますよとかですね。そういうふうな形で、ほぼかなり広い範囲でこのキッズウィークを設けておりますので、そういうふうな段階を経ないとちょっと難しいかなと。学校運営協議会そのもので決定するのはちょっと無理があるかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

と申しますのは、やはり保護者の方が有給休暇を取得できる環境が整わないと、そういう長期休暇を分散してもちょっと無理がでてくるんじゃないかなと思って、教育長に先に、やはりこういうのはまだ国が方針を示した段階でありますけれども、議題としてですね、先に先行して取り上げていただくのもどうかかなと思ってお尋ねをいたしました。

それともう 1 点、こういうその休み、他所の町は経済界がどうだこうだといいますけども、うちはず、東彼杵町はこの前の県の学力調査の結果、小中学校の国語と中学校の数学の正答率が平均を大きく上回っております。上回っているんですよ。ただちょっと小学校算数が少し下回りましたが、この際こういう他所が遊んでいる時に、小規模校ならではの強みを生かして、教職員の退職者の方や大学生の協力を得て、学力向上に繋げ、教育の町として、もう他所から東彼杵町に来て子どもを預けたいと、そしたら児童生徒も増える可能性も出てくるんですね。もうどっちかだと私は思うんですよ。今既にもう平均正答率は上回ってますから。何故といいますと、大きな都市はやはり平均でいきますので、小さな学校はもうそこは 1 人でも点数が上がればものすごく押し上げます。だからここはもう、東彼杵町は教育の町なんだと、長崎県一になるんだと、そういう考え方で取り組むことはできませんかね。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

私、教育長になりましてからは、教育の町東彼杵ということで、正に今岡田議員さんが言われたような形で実践していこうとしていただいているところでございます。この前の県の学力では、おっしゃいましたように、小学校の算数についてはちょっと平均を 1 点ほど下回ってたんですけども、県の平均ですね。それについては対策も考えておりますし、他のところ、他の国語とか、あるいは中学校の算数あるいは英語に至るまで、もう 10 点以上から英語の 5 点くらいまでですね、県平均より上を

いっていると。今までにない成果を見せてくれましたので、大変喜んでいらっしゃるところでございます。

今、休みの日をそういう形でということではありますが、今のところ、例えば毎月1回土曜、日曜などを利用して東彼杵町無料塾ですけど、学習塾のような形での勉強会を呼びかけて、有志だけですけども、しております。今度は16日の土曜日に、長崎大学から物理等の先生、教授などに来ていただいて、理科おもしろ実験教室というのを実施する予定でございます。また、英語でインターナショナルデイとかですね、そういうものも随時やっていっているところでございますし、そういう形で子どもたちの学習意欲を高めていきたいというふうな取り組みは、年間を通じて随時やっていっているところであります。

ただ一番大事なことは、先生方のそういう授業の改善とか、あるいは子どもたちの学習意欲の喚起でありますので、先ほど出ましたようなコミュニティスクール、いろんな地域の人たちのお助けなどを借りながら、たくさんの人と触れ合うことによっていろんな刺激を受けて、良い学習意欲の喚起に繋がっているものと考えているところです。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

それでは3番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

次に5番議員、口木俊二君の質問を許します。5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

先に通告をしていました2項目について質問をさせていただきます。

1点目は、町長の29年度各種施策についてお伺いをいたします。町長の施政方針の中で農林水産業の振興について述べておられますが、本年度は全国お茶まつりが本県で開催されます。ここまでお茶生産者の皆さんと一体となって取り組んでこられたと思いますが、品評会に出品される生産者は何軒くらいおられるのか。そして、これまで出品に向けてどのような取り組みをされたのか伺います。

2点目は、国産材の輸出の伸びが期待されるとのこと。森林組合を中心にとありますが、東彼地区森林組合ではどのような取り組みをされているのか。また、どこかの森林組合を視察されたことがあるのかを伺いたしたいと思います。今、鹿児島では、今まで敵どうしだった他地区の組合と一緒に手を取り合いながら模索をされていますが、東彼地区ではそのような話は出ていないのかお尋ねします。そして地域おこし協力隊による炭焼きプロジェクトで、遠目でいろいろ模索しながら奮闘されています。苦勞も多いと伺っていますが、あまり行政の方が協力的ではないと伺いましたが、その真意を伺います。

3点目は、水産業では後継者不足が喫緊の課題のようですが、2年ほど前から若者が新規就業で働いていますが、現在はどうなっているのか伺います。

4点目は、漁業施設整備では音琴漁港浚渫工事及び長寿命化計画の策定とありますが、その策定はどのように考えておられるのか伺います。今議会の補正予算で追加浚渫工事が計上されていますが、想像以上に汚泥が蓄積していたのでしょうか。

5 点目は、教育、スポーツ、文化の振興の中でお茶畑ロードレース大会にも触れておられますが、おもてなしボランティアのスタッフと何ら意見交換はされたことがあるのか伺います。

2 項目目は生活困窮世帯の実態について伺います。

町内には生活困窮世帯が何世帯かおられると伺っていますが、そのような世帯には行政として何か対策を講じられているのか伺います。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

口木議員のご質問にお答えいたします。まず、1 点目の全国お茶まつりの取り組みです。どのような取り組みをされているのかでございますけれども、それと何名出品をされるのかというご質問の追加でございまして、これは農林水産課長に答弁をさせます。

それから、2 点目の国産材の輸出ですけれども、これは森林組合の話を聞かれておりますけれども、町長でございましてなかなか答えづらいところがあります。私も森林組合長を兼ねておりますけれども、分かる範囲で答えたいと思っております。まず、輸出販売は 24 年度ぐらいは皆無でございましたけれども、平成 26 年度から販売の m³ といいますか、中国、韓国が主なものでございまして、大きいのは中国でございまして、568 m³ が平成 26 年度の実績、韓国が 32 m³ です。平成 27 年度が中国が 1,099 m³、韓国が 66 m³ でございまして。そして、平成 28 年度が 1,175 m³ ということで、中国への輸出でございまして。これも金額的にはあんまり多くはありませんけれども、全国的にはそういう上向き加減で今見直し等がっております。森林組合を中心に、特に長崎県だけじゃなくて長崎県、佐賀県、それから福岡県と取り組みを一緒にしまして、コストの削減を図りながら今輸出の拡大をしているところでございまして。

それから炭焼きプロジェクトですけれども、これは今、総務省の協力隊の新谷君がやってくれておりますけれども、それぞれ活動をしております。詳細につきましては、担当の課長から説明をさせます。

そして、3 点目の水産業の後継者問題が喫緊の今後の対策とございまして、これは本当に今 1 人です。大村湾で 1 人です、どっちかといいますと若い人は。非常に後継者がいません。東彼杵町だけが 29 歳ぐらいの若い人が就業をしてくれましたので、今助かっておりますけれども、まだまだ一人ではとてもやっていけません。大きな問題です。これは真剣に考えていかなければいけませんけれども、これもどうすることもできません。ですから、いろんな公募とか何とかしながら、漁業をする人を求めていかなければならないかと思っております。それに対しての就業補助金等は手厚く、県の方からも補助がございまして。

これは漁業に限らず、例えば畳を製造する人とか補修をする人とか、こんなやつも全部今から潰れていきます。ですから、こういう方もどなたか後継者を募集して畳業も繋いでいくとかですね。そういう東彼杵町にある職業は、やっぱり町単独でも助成をしながら守っていかなければならないかなと思っております。

それから 4 点目につきましては、これは私の施政方針の策定と書いておりましたけれども、長寿寿命化はもう 26 年に終わっております。それ以外のことは、今策定を考えておりますので、担当の課長の方から説明をさせます。

それから、5 点目のお茶畑ロードレース大会のおもてなしボランティアスタッフとの意見交換ですけれども、これにつきましては意見交換をしております。これは、教育長の方から説明のお願いをしたいと思っております。常にそういうおもてなしでございますので、当然意見交換をしないといえるのはできません。意見交換が第一として考えて、婦人会の皆さん、そして中岳地区、そして八反田地区の自治会様ですね。非常に協力的にやっておられます。現在 4 団体が協力していただいておりますので、説明を教育長の方からしてもらいたいと思います。

それから、生活困窮者の実態についてでございますけれども、これは今、町の方ではやっておりません。町の社会福祉協議会の方が窓口でやっておりまして、相談の件数が、これは 28 年の 7 月から 29 年の 3 月までのデータですけれども、相談件数が述べの 166 件あっております。世帯数は分かりません。それから新規の受付が 23 人、就労支援が 19 人いらっしゃいました。それで 29 年の 4 月が、45 人の相談がっております。新規受付が 3 人、就労支援が 3 人ということでございます。

町としては対策は行っておりません。これは、生活保護に至る可能性がある者の自立が見込まれる方でございます。まだ生活保護ではございませんので、どなたがそういう生活に困っているのかなかなか把握できません。社協あるいは役場の窓口に来られてご相談があれば、社会福祉協議会を案内をして一日も早く対策を講じるように努めております。以上でございます。よろしくお願いいたします。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

まず、全国お茶まつりに対しての質問でございます。出品、品評会対策の農家数でございますけれども、本年度におきましては 35 農家が対応をいたしております。その 35 農家が 50 釜の製造を本年度は行っております。続いて、これまでの取り組み、対策でございますが、平成 29 年度におきましては本番の年ということでございまして、品評会茶の製造に対する対策を重点的に行っております。

まず、品評会の対策におきましては、より高品質な品評会茶を製造するに当たりまして、手摘みによる対策を講じております。35 農家の内 5 戸の農家において対応を行っております。その手摘みにおきましては、当然 1 圃場に対して 100 名程度の協力者、補助員等を必要とするところでございます。この大人数を、圃場間との移動、又は圃場現場でのトイレ等の対応、そういった手摘みを行うための環境整備に対する経費の支援を行っております。参考までに、今回、手摘みによる協力者の延べ人数は 352 名に及んでおります。

また、品評対策におきましてのこれまでの取り組みといたしましては、平成 27 年度から随時 29 年度に向けた対策として進めてきております。一つ目には、圃場に対する地力増強等の支援。続いて、被覆をする必要がありますので、その被覆に対する風ずれがおきないように間接掛けをするためのダンポール等の購入費等の支援。その他一番大きいものとしましては、研修工場といたしまして品評会等いろんな研修を含めた研修工場等の建設等への支援というようなことを重ねまして、今年度は本番の年を迎えている状況でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

炭焼きプロジェクトの件についてご説明申し上げます。炭焼きプロジェクトにつきましては、今後、後継者不足による存続が危ぶまれる遠目地区ということで、遠目木炭の担い手育成、遠目木炭のブランド化、そして協力隊自身の起業化、定住化という大きな3つを目標に実施しております。一昨年の11月から新谷隊員1名採用いたしまして、活動を実施しております。現在、木炭生産技術の習得、そして販路拡大確保ということで、大きく2本立ての活動となっております。

28年の6月に1釜目ができました。そして、9月に2釜目を焼きました。1釜で原木が10t、中に入ります。製品歩留まり1割ですので、1tの製品ができるということで、2釜焼きますと2tの製品ができるという形になっております。

新谷隊員が最長3年後というは、平成30年の10月末であります。生産技術もそうなんですけども、販路拡大確保の重要性という部分を本人が一番気にしておりまして、そういうターゲットを何処にするかという部分で、現在、町内の木炭生産の方の単価というのは、品質に比べて非常に安く売ってるというのが、本人はそういう視点を持っております。それを競合するわけにはいかないということで、ターゲットは都会の方々に、都市住民のキャンプをなされる愛好者の方々にそれなりの商品を作って、付加価値を高めて経営として成り立たせるということで、最終的には月1回1釜焼かしまして、おおむね単価を400円程度、1t当たり40万円ということで、もし上手くいくと、毎月焼けるとすれば40万円掛ける12月ということで、それに掛かる年間の経費を200万円弱というふうに見ております。当面、そういった経営が成り立つような形で、現在プロジェクトを進めているところです。

先ほど行政の対応がというのがありましたけれども、恐らくですね、例えば今週思いついて来週お願いしたいという話が結構よくありまして、起案があって、見積もりがあって、決裁を取るまでにやっぱり2週間、3週間掛かることがありますので、そういったスピードをもって、そういった話になっているのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

漁港関係の施設整備についてお答えをいたします。まず、東彼杵漁港の音琴地区浚渫工事ですけれども、漂砂等によりまして堆積している土砂の除去目的としまして、浚渫工事を今年度実施をいたします。年度内完了の予定でございます。

次に、長寿命化計画につきましては、先ほど町長が答弁しましたとおりでございます。なお、平

成 29 年度におきましては、漁港海岸の長寿命化計画策定を予定いたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育長。

○（加瀬川哲文君）

おもてなしボランティアのスタッフの皆さんとの意見交換はされているのかというふうなことでございますが、いろいろな活動におきまして、ボランティアの皆さまとは事前に協議を持って、前回の反省等上げながらできるだけの対応をいたしまして、無理なく楽しく取り組んでもらえるように努めているところでございます。

お茶畑ロードレース大会のおもてなしにつきましては、一応 11 月くらいに実績のある団体の方に打診をいたしまして、お願いをして、12 月 8 日に実行委員会を開催して、全体の流れなどを協議いたしております。これは昨年の例ですが、12 月の区長会でも全地区にお願いをして、他にイベントなどのおもてなしの募集をしていただく方はいませんかというような声かけなどもいたしております。そして、昨年は彼杵、千綿両婦人会の皆さんとか、あるいは八反田、中岳地区の皆さん方に了解を得て、そしておもてなしをしていただいたということでございます。こういう婦人会、あるいは八反田、中岳地区の皆さんには例年協力をしていただいておりますので、大変ありがたく思っているところでございます。また、他にその 3 団体とは 2 月に入りましてからも打ち合わせなどを行って、準備品などの調整も行っておりますし、大会時及び大会終了後にも反省点などについて協議をいたしまして、その記録をしっかりと取って、来年度に活かそうというふうに行っているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

最初に、お茶祭りについてお伺いをしたいと思います。先ほど課長から 35 農家 50 釜が対象と言われましたけれども、この 35 農家全てが全国お茶まつり大会に出品をされるのか。あるいはこの中で、皆で協議をしながら出品本数を減らすのか。そこら辺のところをちょっと伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

35 農家が製造をいたしまして、結論、全国茶品評会の出品に対しては全部いきません。全国の杵

が全部で 115 点です。その中に各県に割り当てがあっておりまして、本町に割り当てられております点数は上限 30 でございます。その前段におきましては、県での品評会の審査会がございます。そちらにおおむね 120 前後の出品がございまして、それから上位 30 位までが出品されるというような形になっております。ただ、出品条規におきましては、1 農家 1 出品の原則論があります。県品の出品におきましては、1 農家で経営主、又は後継者というような出品の形態もございまして、基本 1 農家 1 原則という中での調整になっていきますので、農家数として県内では 30 戸の農家が出品できるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

県内で 30 点、全部ですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

県内で 30 点の割り当てがっております。長崎県に割り当てが 30 点ですね、割り当てがっております。長崎県としては 30 でございますので、それが東彼杵町がどのくらい上位を占めるかによって本町の出品点数が決まってまいります。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

先ほどは町内で 30 戸とちょっと始めに聞きましたけども、後になって県内と言われました。35 農家 50 釜を作られて、全部が一応予選じゃないですけども、そういう会があるんですかね、町内で。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

町内での予選はございませんが、長崎県の茶品評会、審査会がございます。それには全て町内から出品をいたします。県の品評会におきましては、例年 120 点ほど集まっておりますので、その中から長崎県枠として上位から 30 点が選定され、出品されることになります。県の出品物としてですね。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、先ほど手摘みで 5 農家の方が出品されると。手摘みと、私もよく分かりませんが、機械摘みがありますよね。別々に品評会があるのか、ごちゃ混ぜにしてあるのか、どのような形で審査をされるのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

手摘み及び機械摘み全て、同じ土俵での審査ということになります。その中で上位からの成績が良いものが全国の品評会に出展されるということになります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、大体手摘みの方が何と言いますか、いつも品評会に出される時には上位にいくような感じがしておりますけども、機械摘みも今は機械がよくなってあんまり品評会に出品するのにはあんまり差がないような感じで、パッと見て分かるものなのか分からないものなのかをお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

成果物としては全く違います。手摘みによって作られたものと、機械摘みで作られたもの。外観的なものはそう違いは分かりませんが、それを審査工程の中で香気なり、又は水色、いろんな審査の基準がございますが、その段階で手摘みと機械摘みによってはそういった特徴が如実に出てきて、審査の結果としてはこれは手摘みによるものとだと、これは機械摘みによるものだというような区別ができるような成果物としてできております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、その審査員によって手摘みの方がおいしいと感じる人と、嫌違う、これは機械の方がおいしいと感じる人がおられると思いますけれども、そういうあれは全く関係なしに、食べたりも

するんですよね。茶葉を飲んだり、食べはしないんですかね。たぶん手摘みの方が良いから手摘み
でして品評会に出されると思うんですけども、そこら辺のところはどのようなになっているか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

審査方法におきましては、客観的な判断での審査を行います。その方法といたしましては、アメリカンスタイルと言いますけども、欠点探しでございます。いわゆる満点に対して欠点が、どういった欠点があるかというものを客観的に審査員の判断、合議によってそれを見つけ出しまして、点数を出していくという方法によって行いますので、当然、手摘みと機械摘みによっては葉っぱの形状も変わってきまして、実際それをお湯に抽出しますと切れ葉、機械の葉っぱでありますと切れ葉と言いまして葉っぱが半分になった状態でなりますけども、手摘みはそのまま一枚の葉が形として出てまいります。そのような状況にですね。やはり、切れ葉がありますと痛み臭と言いまして、臭い匂いがあります。そういったものが欠点ということになりまして、欠点をとにかく探して点数を付けていくという状況でありますので、全て客観的な視点の下、公平な審査の下、順位が決定されることになります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、減点方式みたいな感じなんですね。そして、ダンポール支援といわれましたけども、バロンの下にダンポールを掛けて葉が痛まないような、直接掛けるんじゃなくて空間をつくるという意味ですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

議員のおっしゃるとおりでございます。茶の畝に空間を作りまして、その上に被覆をすることによって被覆資材が茶の葉に触れないような状況の空間を作る。その骨組みのポール資材でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、次の質問にいきたいと思います。森林組合の取り組みについてです。この前、何日か前にテレビで放映をされておりましたけれども、鹿児島の方で曾於森林組合でしたかね、ちょっと放映されておりました。中国に輸出をするんだということでやっておられましたけれども、絶対的数量が足りないということで、これではどうしようもないということで敵対組織である他の県の森林組合と共同でやろうかということで話し合いを持たれておまして、皆さん宮崎の森林組合が3つか4つくらいの役員さんだったと思いますけれども、話をしながら、そしたら私の組合ではこれだけ出せる、私のところではこれだけ出せるということで、中国のニーズに答えられるんじゃないかなということで放映をされておりました。東彼地区の森林組合では、まだそこまで話が進んでいないのか、そういう話をもっていくあれがないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町長ですので、森林組合長じゃないんですがね。森林組合は伊万里木材市場、ここと連携してやっておりますので、そこに聞かないとはっきりしたことは分かりません。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、次にいきたいと思います。炭焼きプロジェクトの件でお伺いをしたいと思います。今、先ほどから話がでておりますように、27 年の 11 月 1 日から新谷協力隊員が新たに炭焼き協力隊ということで、東彼杵町に林業地域の活性化ということで入ってきておられます。この前、話をさせていただきましてけれども、やっぱり一番の問題になっているのは、原木が絶対的不足をしているということで、毎月焼くということはたぶん困難な状況かなと思いますけれども、どのような形でその原木集めに支援を今からされていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

炭焼きの技術の習得につきましては、今、遠目地区で 5 戸生産されておられますけれども、その中の 1 名の方にいろいろ様々な点で指導をいただいているところであります。原木の調達につきましても、山をご存知の方々に山を買うといいますか原木代ということで払って調達してということと、後、インターネット上のホームページ上で原木の調達が可能かどうかと、木が販売できるかというところを、自分が仮に木を切り取りに行くパターン、そして木を切られたものを自分が購入するパターンということで、そういう大きく 2 通りで経営収支が成り立つかどうかというのを考えているところであります。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

原木を自分で採って自分で切るということは、たぶん困難だと思うんですよね。この前、話をしていましたけれども、そしたら山を買って自分で切ればよかたいと私も言っていましたけれども、やっぱり素人でそれはちょっと危険だから無理だということでお話をされておりました。やっぱり自分で伐採に行って、自分で集積して釜まで持って行った方がそれは安くつくと、コスト的にも安上がりになるんじゃないかなと思っておりますけれども、たぶん、それは今の段階では無理だと思うんです。本人も言っておられましたけれども、とにかく時間がないということで、3 年のうちにある程度の実績を残していかないといけないということで、本人も焦っておりますけれども、どうしても引っかかるのは原木ということで、昨年だったですかね、私もちょうど川棚の方に仕事に行っておりましたので、鉢合わせをしまして、ずっと見ておりましたけれども、なかなか原木がないんですよ、まとまって。今はもう切ってしまわれて、今は植林の山が多くて、なかなか車が近づけないところにはあっても、足がかりが良い所にはないんですよ。川棚、波佐見、佐賀県とあちこち、たぶん回られていると思いますけれども、そこら辺をもうちょっと、やっぱりどうにかしていただきたいなと思っておりますけれども、そこら辺の支援というのは考えておられないのか伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

新谷さんは総務省の協力隊でございます。そこら辺は自分でやっぱり、補助対象で貰っておられますので、給料あたりも全部きておりますので、自分で考えなければなりません。行政からの支援はしません。何ですか、そういうイベントあたりの支援は若干やっておりますが、自分で基本しなければいけないんです。それが協力隊の仕事でございます。決して甘えたことはされません。自分でしなければいけないんです。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

町長の話もわかりますけれども、3 年という短い期間で今、遠目におられますけれども、遠目木炭のブランド化ということで個人的には一生懸命販路拡大を目指してやっておられますけれども、やっぱり如何せん 1 人ではどうしても限度があると思うんですよね。そこら辺は少しでも、新谷さんも定住したいと言っておられて、彼杵で炭を焼きたいと言っておられました。今のままだったらたぶん販路は、東京とか大阪にイベントがあった時には行って PR 活動はされておられるように聞きましたけれども、大阪ではラジオ出演ということも話をされておりましたけれども、そういったところに足を運ぶだけではなかなか先に進まないというか、自分でやっていけるあれがないんじゃないかなと思っております。やっぱりある程度軌道に乗るまでですね、行政の方で指導なり、加勢はしなくても指導というかてこ入れとそういった少しでも力になるようなことができないのか。まるまる協力とはいえないと思いますので。本人も言っておりましたけれども、もうちょっと協力が欲しいと言われておりましたけれども、そういうことは全然考えておられないのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

技術的な支援は町もできません。炭焼きの経験とかありませんので。それは遠目地区の方がもうつきっきりで指導をされております。後はどうするかというのは自分で考えんばいかんです。3年後に自立するわけですから、そのためには何をすればいいかというのが協力隊の、自分の仕事ですから、行政はしません。ただ、行政がしたいのは、イベントの時にここで売らないかとかそういう相談はしますよ。支援はします。金銭的なものはやっておりません。予算化も何もしておりませんので、できません。それはですね。それは自分が国から貰うお金で、町が経由して払うわけですけども、それで自分で努力して3年後自立するというのが協力隊でございます。そういうスタンスで地域の方の支援がっておりますので、町からはそういう金銭的な支援はいたしません。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

金銭的なことは言うておりませんけれども、やっぱり何回も言いますけれども、原木確保に協力をしていただけたらなあとは思っているの、金銭面のことを私は言っているつもりではありません。そこら辺のことをちょっと、原木確保を皆で考えていっていただけたらなと思いますけれども、それも個人だけでしかできないわけですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

原木の調達とかは、全部相談とかは乗ってますよ、職員も。あるいは地域の方が、遠目地区の方が応援しておられます。そして原価計算をやっておりますけども、原木が例えば7万円ぐらいするんですね、10t で。運搬費が3万円とかと考えてされております。だから、その活動費は全部国から補助がきてるんですよ。それでやっていけないと3年後は自立できません。だから、それができるように大阪に行ったり、何かして販路を、自分でインターネットを立ち上げてホームページで販路を作りながらやっていくんですよ。

それは簡単に炭焼きはできません。さっき課長が申しましたとおり、備長炭あたりでも600円とかっていう単価で出してるわけですから。そういう品質の良いものを作れば高く売れるんですよ。だから、いくらで売れば儲かるかっていうのを計算をしながらやってるんです。それは当然まちづくりをやるからには、そこら辺を考えてやるしかないです。ですから、活動費は出てます。それから、原木の調達は地域の人も役場も応援をしながら、どこから集めるか話はしております。情報は提供いたしております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

関連ですけども、もう1人協力隊の方がおられますね。空き家を活用した地域活性化ということで、企画立案、運用運営ということで、その他お試し住宅等の整備、あと地域活性化ということで活動をされております。先ほども話があったておりましたけれども、8月まではお試し住宅は満杯と

いうか予約でいっぱいということでお話を伺っております。その中には、今回ですかね、時津から20泊くらいで来られると伺っておりますけれども、これは本当でしょうかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

時津ではなく、長与町の方からこちらの方に来たいということで、お試し住宅に現在滞在をされておられます。以上です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

現在滞在をされておられると。何かこの方は染物関係の仕事をされているように伺っておりますけれども、その中で話を、協力隊の方としていたら、新谷さんもおられて、私もちょっと入れてくれんかなと言われて、墨染めみたいなやつができないかなということで、ちょっと話をしたいなどおっしゃられておりましたけれども、そういったものは行政からこういう人、これがあるからどうかとか何とかはできなくて、もう本人同士で話をしなくてはいけないんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

その方、ちょっと手に職を持たれた方で、元々西海市の出身だそうです。東京におられて、今長与町で、田舎が好きだということで、手に職を持ってるから、もし東彼杵町のこういった田舎が好きなんで、もしここに住んでそういった教室で生計を立てれるとか、後、ネット販売とか、そういったもので生計を立ててるということで一定期間ここで暮らしてみても、町内の住環境を確認してみても、もし空き家とか空き地とかそういったものの適地があれば、こちらの方でいいということで20日間滞在して町内を見ておられると思います。手に職を持たれておりますので、そういった作業もされてるかも知れません。

協力隊との話はあったというのはちょっと私もよく存じておりませんが、そういった手に職を持った方々もこちらに来てもらって、よければ起業をしてもらおうというような形でお試し住宅が利用できれば、定住人口、交流人口増に繋がってよろしいかなと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そして、この方もやっぱり永住したいということで、この方の任期は 31 年の 11 月いっぱいですかね、3 年間が。それでゆくゆくは、本人はゲストハウスを経営したいと言っておられましたけれども、ゲストハウスをするにも下水道が通ってないとちょっとまずいかなということで言われておりました。もし、下水道がないところにいかれた時は、浄化槽を設置しなければいけないんですよね。そしたらゲストハウスというのは、普通の民家の、個人の 5、6 人槽ではなくて 24 人槽を設置しなければいけないということで頭を悩まされておりました。こういった場合には町からの補助もちろんあると思いますけれども、永住して、定住して自分で経営をするんだということで張り切っておられるように思いましたけれども、やっぱり補助率は、これは普通の個人の浄化槽と同じ比率の補助額なんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

今、推進していますように 104 万円の補助ができます。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

104 万円、普通の個人の家庭で 104 万円ですかね。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

そうです。個人と同じです。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら 5 人槽で 104 万円、そしたら 24 人槽でも 104 万円ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

10 人槽以上は 104 万円です。以上です。同じです。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、この浄化槽設置、あと改築とか何とかするのに起業家支援とか何とかは使えるんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建物の改修は、古民家改修で補助が 100 万円ですかね、あります。そして、下水道がさっき言いました限度額ですので、104 万円ですかね。その補助は受けられます。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

わかりました。そしたら、もし本人からそういった話があったらすぐにといいますか、対応をできるような状態なんですよ。任期が、まだあと 2 年ちょっとありますか。31 年の 11 月いっぱいですよ。もし、任期の近くになってゲストハウスをやりたいと言われたら、やっぱりこういうのがありますよということで、行政の方から話を持っていてもらえるんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

行政の方から持っていくことはできません。本人さんがされるとなって、逆に本人さんが町の方に申請をされればいいんじゃないかと思っています。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、次の質問に移りたいと思います。水産業では後継者問題が喫緊の課題とありますけれども、今後この課題をどのような取り組みをされるのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど申しましたとおり、大村湾で 1 人です。今、音琴漁港にいらっしゃる方が大村湾で 1 人ですよ。後継者がいるのが。後はいないんですよ。だから、それをどうするのかは町はできません。後は移住で、さっきも言いましたとおり、漁業者の方が誰かいませんかという公募をして、もう漁協には早く言っているんですよ、公募をしましょうと。横浜あたりからおいでになりましたけども、実際来られません。だから、そういう漁協の方が一生懸命にならないと、行政がいくらしても一緒です。それは漁協と、あるいは家庭で、船が要りますので、簡単にいきません。それはもうそういう公募のお手伝いなんかはしなければいけませんけども、それはどうすることもできません。誰がするかということです。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

今、音琴で就業されている方は、支援金がたぶん 29 年度で打ち切りになるんですよね。3 年間だったんですよね、あれは。たぶん 27 年度から就業されておられるのかなと思います。今ちょっと私も伺ったことはないんですけれども、順調といたしますか、どういうふうな今仕事を、取り組みをされているのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

現在、この新規就業者は研修期間ということでございまして、音琴漁港内の漁家の方の元で研修を積まれております。その研修におきましても、いろんな漁法等の研修に取り組んでおられます。一応、この間の研修期間、議員がおっしゃるように 3 か年間の支援事業でございまして、平成 29 年 9 月末をもってこの事業の方は終了ということになりますけれども、この件におきましては、底引き網、刺し網、なまこ掛け、たこつぼ漁等ですね、そういったものの漁の実地を踏まえた研修を行っておられます。その成果におきましても、それぞれ自分で市場もしくは直売所等に出荷をされて、併せて漁家としての研修を積んでいらっしゃるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら漁港施設設備に替えたいと思います。今議会で、補正で浚渫工事が追加で挙がってありましたけれども、やっぱり追加をするように堆積物が大量に、見積もった以上といたしますか、予想以上に多かったというわけですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

当初予算時におきましては、保全計画の中の概略点検時に堆積土砂を予想しておりましたけれども、現在、実施設計の中で詳細測量を実施しました結果、予想よりも土砂量が増えております。そういった関係で、対策事業費であります工事費の増額を補正予算をお願いしているというふうな事情でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、具体的には今年度中に浚渫工事が終了するというわけですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

今年度中の完了を予定いたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、次の質問に移ります。お茶畑ロードレースでおもてなし、食事を提供されておられる自治会があります。意見交換を都度やっているということでお話を伺いましたけれども、ある地区の、そのおもてなしの方から聞きましたけれども、意見交換会というのは地元の役員さんとお話をされているんですかね。全体的な自由参加の意見交換じゃなくて、その八反田とか中岳とか婦人会の皆さんとかの役員さんとお話をされているんですかね。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

大体その団体の長の方 1、2 名と、そして教育委員会の担当と一緒に打ち合わせをしたり、あるいは反省会などをしたりしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

ある地区自治会の方が、話をちょっとされておりました。材料支給とか材料を調達するのに支援はあるとちょっと伺っておりますけども、それだけではどうしても足りないということで、ボランティアありきで話をされているんじゃないかなということで、自治会の方からちょっとお話をされて、もう俺は加勢したくないという人が何名かおられたような、ちょっとお話を伺いました。やっぱり末端の人と話をしながら、意見の交換をしながらやっていただかないと、そういった不平不満が今ちょっと出ているような感じがするんですね。そこら辺のところはちょっと加味しながら意見交換会なりをやっていただきたいと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

そのようなお声があるというのは、ちょっと承知いたしておりませんでしたので、こういう打合せ会等においていただきます代表の方にも十分参加者の皆さん方のご意見等を聞いてきていただいて、そして出していただくということ。そして、またその会場にまいりました時に、私どもの方も声掛けなどを十分しながら、そういうご意見に耳を傾けていきたいと思っております。

何と申しましてもこのお茶畑ロードレース大会では、このおもてなしというのが非常に大会を彩る一つの大きなイベントでございますので、大事にして、これを楽しみにおいでになる方もたくさんおられますので、そういうふうに気配り、心配りをしながらご協力をあおいでいきたいなと思っていますところですので。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、有意義な意見交換会になるように期待をいたしております。

最後になりましたけれども、生活困窮世帯ということで、町内にも困窮世帯が何世帯かおられると思いますけれども、困窮世帯が何世帯あるのか。それと母子家庭、父子家庭が何件あるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

まず、生活困窮者というのが、定義を申し上げます。生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体との実施が不可欠ということになっております。

先ほど町長が答弁いたしましたように、現在は東彼杵町社会福祉協議会の方の調べによると、月 2.3 人ですので、約 30 人くらいを超える方が該当するのかなと思っております。

まず始めに役場の方にお見えになって、まず福祉の方にお見えになって、それから東彼福祉事務所とか東彼杵町社会福祉協議会の方に通して、話を聞いたりして、必要な方は生活保護という形にもっていったっております。

それでは、まず生活保護世帯は現在 58 世帯の 82 人です。平成 27 年が 57 世帯の 83 人です。内容は生活保護費ですね。その中に生活扶助、住宅扶助、介護扶助、出産扶助、葬祭扶助とか教育扶助費、医療扶助とかあります。

続きまして、母子世帯 60 世帯、父子世帯 11 世帯です。これは今現在の世帯数です。合計の 71 世帯です。二つ合わせて子どもが 111 人になっております。町の補助としては、福祉医療費の助成だけになっております。後、就学援助助成が教育委員会の方から、準用保護ということで出ております。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

最後の質問、私が聞いたのは、今あちこちで行っておられる子ども食堂のことでちょっとお伺いをしたいと思っておりましたけれども、行政がするわけではありませんので、NPO とか何とかを立ち上げられて諫早でもやっておられると思いますけれども、そういったことは頭の中にあられるのか。行政ではできないとしても、ちょっと地域の方と話し合いとか何とかもたれて、説明会なり何なりできないものなのかなと思っておりますけれども、どのようにお考えなのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

今の問題は、3 町で話し合いを以前したということで聞いております。今度また 3 町で、ちょっと話し合いをしながらできるものかできないものか、その辺を検討させてください。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで 5 番議員、口木俊二君の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了し、8 番議員、森敏則君の質問は明日行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後 4 時 54 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 12 月 20 日

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 吉永 秀俊